

平成23年6月28日（火）開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時
会議室 総務委員会室

○開会

1 付託事件

- (1) 議案8件（別紙）
- (2) 陳情3件（別紙）

2 協議又は報告事項

- (1) 委員会発議案について
- (2) 閉会中の継続調査事件について
 - ・ 行財政運営の改善合理化について
 - ・ 私学教育の振興について
 - ・ コミュニティ事業の推進について
- (3) 岡山県地震・津波対策専門委員会等の検討状況について
- (4) 平成24年度国に対する提案事項（案）について
- (5) おかやま発展戦略会議の提言について
- (6) 岡山空港第1駐車場の有料化開始について
- (7) 岡山県子ども・若者育成支援計画（仮称）の骨子案について
- (8) その他

○次回委員会

平成23年7月15日（金）午前10時～

○閉会

意見の聴取について（案）

（文教委員会の意見を求める。）

議案番号	件名	関係委員会	摘要（主務課）
議第47号	岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	総務	総務学事課
	・私学の授業料減免事業を除く部分	文教	教育委員会
上記に関連する請願陳情			

（環境文化保健福祉委員会の意見を求める。）

議案番号	件名	関係委員会	主務課
議第48号	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例	総務	人事課
	・岡山県精神保健福祉センター条例等の一部改正に関する部分	環境文化保健福祉	健康推進課 子ども未来課
上記に関連する請願陳情			

1 議第45号 平成23年度岡山県一般会計補正予算（第1号）

第1条第1項

第2項「第1表歳入歳出予算補正」

歳 入 全 般

歳 出

第2款 総務費

〔 第10項 環境費 を除く 〕

第10款 教育費

第1項 教育総務費

第6目 私学振興費

第2条「第2表地方債補正」

- 2 議第47号 岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 3 議第48号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 議第49号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議第50号 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 6 議第51号 過疎地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議第52号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 報第 1号 知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する条例について

(另行系氏)

総務委員会陳情一覧表

○新規分 3 件 (陳情 3 件)

付託委員会名	総務委員会						執行機関に対する措置 送付	回答
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		
陳情第2号 (23.4.18)	赤磐市桜が丘西6-21-7 大月 博晶	バス共通ICカードHarecaの宇野バス等未導入事業者の導入促進に関することについて						
陳情第4号 (23.6.10)	岡山市北区関西町3-11 障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会 会長 吉田 裕美	災害等緊急時に、障害者・家族が安心・安全に暮らすことについて						
陳情第6-1号 (23.6.13)	岡山市北区蕃山町4-5 日本会議岡山 議長 竹内 洋二	岡山県内の公共施設での国旗の常時掲揚と岡山県内の公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づける条例制定を求めるについて						

震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書（案）

3月11日に発災した東日本巨大地震・大津波被害からの本格的な復興は被災地のみならず、日本経済全体の復興を意味することとなる。我が国全体が非常事態である今、政府が迅速に復興に向けた大規模な補正予算を編成し、執行していくことが、被災者に安心を与え、自治体がちゅうちょなく的確な事業を実施することにつながる。したがって、一刻も早い復興に向けてさらなる補正予算を編成し、本格的な復興に向けた力強いメッセージを内外に発出することは、国会及び政府に課せられた重大な使命と考える。

しかしながら、6月2日には、内閣不信任決議案が提出され、民主党内でも造反議員が出るなど、菅政権への信頼はもはや失われ、混乱をきわめている。

よって、菅直人総理は早期に退陣し、このたびの未曾有の大災害から一刻も早い復興を実現するため、新しい体制で復興対策を盛り込んだ大規模な補正予算を編成し、早期成立を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年 月 日

岡山県議会

（提出先）

内閣総理大臣
財務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)
国家戦略担当大臣
衆議院議長
参議院議長

当面の電力需給対策に関する意見書（案）

3月11日に発生した東日本大震災に伴い、東北電力・東京電力管内地域は原子力発電所の停止などにより電力供給が大幅に減少した。さらに、菅直人総理による中部電力浜岡原子力発電所の停止要請により、夏場の電力不足問題は東日本のみならず全国的な問題に発展している。

電力供給力不足は国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼす。政府は今夏の電力需給対策に加え、将来的な新エネルギー戦略を見据えた施策を速やかに打ち出す必要がある。しかしながら、政府の電力需給緊急対策本部が5月に発表した対策では国民に節電を呼び掛けるばかりで、節電のインセンティブが働くような施策が盛り込まれなかった。

夏場の電力不足を前に政府及び国会は、予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきである。

よって、政府及び国会におかれましては、下記項目について速やかに実現を図るよう強く要望する。

記

- 1 自家発電設備、太陽光発電・蓄電池、太陽熱利用システムの導入補助を大幅に拡充すること。
- 2 LED照明設備の導入補助や、エコポイント制度の復活等、国民に対して節電のメリットが実感できる施策を早急に実施すること。
- 3 稼働中の原子力発電所の災害対策について、政府として早急に指針を示し、安全対策を講じること。
- 4 電力需給の逼迫が長期化することを踏まえた、法制度の見直しや運用改善について早急に検討し、必要な事項を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年 月 日

岡山県議会

（提出先）

内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
国家戦略担当大臣
衆議院議長
参議院議長

請願・陳情

平成23年6月28日

總務委員会

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第2号 (23.4.18)	赤磐市桜が丘西6-21-7 大月 博晶	バス共通ICカードHarecaの宇野バス等未導入事業者による導入促進について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

バス共通ICカードHarecaの宇野バス等未導入事業者による導入していただきたい。(公共交通利用促進のため)

(陳情理由)

平成20年9月30日をもって、磁気カード式の岡山県共通バスカードが廃止され、ICカードHareca(両備グループ系、下電バス、中鉄バスの国立病院・免許センターなど国道53号線方面の岡電バスとの共同運行路線)とその他各社単独の磁気式バスカードに分裂した。

そのために、例えば、三野一法界院駅前-表町(天満屋)-岡山駅間と二本松東(岡電高屋)-県庁-表

町-岡山駅間などHareca導入事業者と未導入事業者がほぼ同一路線を走っているところでは、2枚のバスカードを持たないといけなくなったので、利用者は大変不便を強いられている。

またHareca導入車両では、PiTaPa(阪急、阪神、南海、近鉄、京阪など関西の私鉄)が使えるし、そのPiTaPaとの相互利用で、JR西日本のICOCAも使える。また、新聞等の報道によると、平成25年春をめどに、PiTaPaとICOCAに加えてSuica(JR東日本)やPASMO(東急、東京メトロ、都営地下鉄など関東の私鉄)やmanaca(名鉄、名古屋市交通局など)、TOICA(JR東海)、Kitaca(JR北海道)、SUGOCA(JR九州)、はやかけん(福岡市交通局)、nimoca(西鉄)が加わる予定なので、利用者にとって大変便利である。

執行部意見

(県民生活部県民生活交通課)

共通ICカードの導入は、運賃支払いがスムーズ(非接触型)になるなど、利用者へのサービス向上及び公共交通の利用促進に繋がることから、岡山県では、平成17年度から平成19年度までの3年間、(社)岡山県バス協会等が実施する共通ICカード導入事業に対し、国や関係市町と協調して補助を行い、両備ホールディングス(株)、岡山電気軌道(株)、下津井電鉄(株)及び中鉄バス(株)(岡山電気軌道(株)との共同運行路線)に導入されている。

すべてのバスや鉄道で共通のICカードが利用できることは、公共交通の利便性向上に繋がるが、一方で、乗合バス事業者に多額の負担が生じることとなる。

付託委員会名	総務委員会						執行機関に対する措置	
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見		送付	回答
陳情第4号 (23.6.10)	岡山市北区関西町3-11 障害者の生活と権利を 守る岡山県連絡協議会 会長 吉田 裕美	災害等緊急時に、障害 者・家族が安心・安全 に暮らすことについ て						

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

3月11日に東日本を襲った大震災は、未曾有の被害をもたらした。それは、「いのち・健康・生活」が丸ごと危機に瀕するさまをさまざまと見せつけた。このことは、私たち県民が日常生活を送る上で、どんな事態が生じても、安心・安全に対応できるように日頃より準備しておくことの大切さを教えている。

こうしたことから、障害者と家族が災害時に、可能な限り安全に避難でき、その後の避難生活が障害のない人と同様に生活できることを願って、現行の対策を見直し、下記事項の事柄について、災害時に迅速な対応ができるることを求めて陳情する。

(陳情事項)

1 防災計画の見直しに当たり、障害当事者・家族、関係者が参加し、意見を述べることができる場を設置していただきたい。

2 その上で、次のことを検討していただきたい。

(1) 災害時の個人情報を個人情報保護に配慮しつつ、把握する指針を作成していただきたい。

過去及び今回の経験から、被災した障害者の把握及び具体的な支援内容を各種支援組織等がつかめず、支援できることをどうするかなど、一定の条件のもとに、障害者団体や支援団体等にも情報を開示し共有できるよう、より具体的な指針を示していただきたい。

(2) 放送や情報伝達における情報保障を徹底できるようにしていただきたい。

テレビ放送（生放送・緊急放送を含む）や、地域における災害情報等の伝達においては、手話、字幕、解説音声、わかりやすい内容等による情報保障を徹底する指針を明らかにしていただきたい。

(3) 被災したすべての障害者や事業所等が、支援の対象から漏れ出ることがないように次のことについて対策指針を作成していただきたい。

①特定疾患等の証明書の再発行に係る手続きを簡略化する指針。

②震災に伴い交通手段が、なお限られていることから、通院等にかかる交通手段やその費用を確保し、本人に追加の負担がかからないようにする支援指針。

③居住市町村以外での生活を余儀なくされている障害者へのサービス給付を含めて、障害者自立支援法等の柔軟な運用を行っていただきたい。「被災県」以外に避難している被災障害者に対しても、十分な支援ができる指針。

④支援学校を避難場所にする指針。

⑤社会福祉施設等への介護職員の派遣に当たっては、被災地の受け入れ事業所が自立支援給付等公費給付により負担する仕組みには無理があるので、県の負担での派遣が可能となる指針。

⑥社会福祉施設等の災害復旧に当たっては、居宅介護事業所など特定の事業所を除外することなく、被災のあったすべての事業所が支援を受けられるように国への働きかけること及び県独自の支援指針。

⑦停電により、人工呼吸器装着障害者の生命に危険が発生するため、この危険性等の対処指針。

1 地域防災計画の見直しに当たっては、パブリックコメントや、防災意識の向上を図るための研修会などの機会を通じて、県民の皆様の意見をお聴きすることとしている。

(危機管理課)

2 (1) (2)

平成21年に作成した市町村災害時要援護者避難支援マニュアル作成指針に、障害者などの災害時要援護者の個人情報を、個人情報保護に配慮しつつ地域や支援団体が共有し災害時には活用できるようにする場合の取扱いや、災害情報を伝達する際の留意点などを示しているところであり、市町村に対して、この指針を参考に具体的な市町村避難支援プランの策定・更新を進めるよう働きかけているところである。 (危機管理課)

3 災害時の福祉サービスの提供等については、被災者の状況に配慮した取扱い等が行われることになっているが、さらに必要な災害時要援護者対策については、年度内に行う地域防災計画の見直しの中で検討することとしている。

(危機管理課、保健福祉課、医薬安全課、障害福祉課、長寿社会課、教育庁財務課)

付託委員会名	総務委員会					
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置
					送付	回答
陳情第6-1号 (23.6.13)	岡山市北区蕃山町4-5 日本会議岡山 議長 竹内 洋二	岡山県内の公共施設での国旗の常時掲揚と岡山県内の公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づける条例制定を求めて				

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

平成23年5月30日、公立高等学校の校長が同校の教諭に対し卒業式における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命じた職務命令が「内心の自由の侵害」にあたると教員が訴えた事例について、最高裁は上告を棄却し、国歌斉唱時の起立命令は憲法第19条に違反しないとの判決を下した。

また大阪府議会では、去る6月3日に、府内公共施設での国旗の常時掲揚と府内の公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づける全国初の条例案が、府議会本会議で可決成立した。

既に「国旗及び国歌に関する法律(平成11年8月13日制定)」が存在し、新教育基本法、新学習指導要領においても「国旗国歌の尊重」が明示されており、「高等学校学習指導要領 特別活動編」の儀式に関する規定では「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とされており、同解説書には

「国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである」とされている。

全体の奉仕者たる教育公務員には、法令並びに上司の職務上の命令を遵守する義務があり、学校行事における国歌斉唱の際、起立斉唱し、もって児童生徒に国旗国歌に敬意をあらわし、これらを尊重する姿勢を示すことは、学習指導要領にのっとった教育を実践する上で当然のことである。

そのためにも岡山県においては、下記の条例を制定していただきたい。

(陳情事項)

- 1 県内の公共施設での国旗の常時掲揚する条例の制定
 - 2 岡山県内の公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づける条例の制定
- (文教委員会付託)

執行部意見

(総務部財産活用課)

県有施設のうち、県庁や県民局等出先事務所、警察署等掲揚塔を有する施設においては、常時若しくは夜間や雨天等を除いた掲揚が行われている。

また、県立学校においては、学習指導要領に基づき、入学式や卒業式などにおいて適切に掲揚しているところである。

こうした県有施設の状況を踏まえると、今直ちに条例を制定する必要はないと考えている。

平成23年6月28日
総務委員会資料
危機管理課

岡山県地震・津波対策専門委員会等の検討状況について

1 防災強化検討プロジェクトチームについて

先に市町村に対して行った現行の防災対策に関する調査結果を含め、本県の防災対策の現状確認を行うとともに、それぞれの課題について検討を行った。

(1) ソフト対策

市町村に対して行った調査結果から、自主防災組織の設置、防災情報の伝達、災害時要援護者への支援、避難計画の策定、避難所等の整備、避難訓練の実施状況などについて現状把握と検討を行った。

(例) 自主防災組織の組織率

- ・県全体 50.8% (全国42位)
- ・沿岸市 47.6%

市町村が認識する課題

- ・災害の少ない地域で防災意識が低いため組織の結成につながらない。
- ・普及啓発等の予算や対応職員の不足

(2) ハード対策

建築物の耐震化(県耐震改修促進計画)、県有施設の耐震化、海岸保全施設の整備、県管理道路の対策、ライフライン、液状化危険地域などについて現状把握を行った。

(例) 住宅の耐震化率

- ・H17年度 67%
- ・H27年度 90% (目標)

木造住宅等に対しては、耐震診断及び耐震改修への補助を実施

(3) 今後の予定

それぞれの課題に対する専門委員会の意見を聴いて、今後、具体的な対応策を検討する。

2 岡山県地震・津波対策専門委員会について

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）について、科学的な視点からのこれまでに判明したことの解説を聴くとともに、先にプロジェクトチームにおいて行った本県の防災対策の現状等に対する意見を聴いた。

（1）東日本大震災について

- ・今回の震災の特徴は、地震・津波・原発事故という複合災害だ。
- ・地震発生のメカニズムが想定以上だった。プレート境界地震の発生は、累積潜り込み量Aと地震の滑り量Bが、 $B = A$ の関係が成り立つという前提があったが、今回は $B \approx 2A$ となった。
- ・津波が防潮堤を乗り越えることは想定していないから、乗り越えたとたんに脚部が波で掘られて破壊された。1波で壊れるとコントロールがきかなくなる。
- ・負傷者が阪神・淡路大震災より圧倒的に少ない。つまり津波の場合は生きるか死ぬかのどちらかということ。

（2）本県の防災対策の現状等に対する主な意見

- ・これにより遅れているところが浮き彫りにされている。全部を対象にするのではなくて、重点的なところを、取り組めばよい。
- ・市町村の関心が低い点が気になる。岡山県はあまり大きな災害を経験していないということも反映していると思うが、避難訓練の実施状況などを見ても、あまり熱心に取り組んでいない。
- ・避難訓練をしていない市町村があることに驚いた。よく似た市町村同士で悩みを共有し努力していくスキーム、比較できる仕組みが必要だ。
- ・道路の液状化が起こったときのことは、いずれ国の専門調査会で、新しい地震・津波の基準が出てくると思う。
- ・局所的な災害で市町村が被災したときは県職員が手伝いに行く、大災害が起きて県で対応できないときは、近県に応援をお願いする必要があるということを県職員一人ひとりが認識しておくことが大事である。

3 今後の予定

第2回会議を7月下旬に予定し、防災対策について具体的に検討を行う。

総務委員会資料

○ 平成24年度国に対する提案事項（案）

平成23年6月28日

総合政策局

平成24年度 国に対する提案事項（案）

【提案事項数】

分野	新規	一部新規	継続	計
I 分権型社会の実現	0	2	1	3
II 教育と人づくりの岡山	0	1	2	3
III 安全・安心の岡山	8	7	7	22
IV 産業と交流の岡山	7	4	11	22
計	15	14	21	50

※ 「新規・継続別」の空欄は「継続」を表す。

I 分権型社会の実現

新規・継続別	提案事項	担当部
一部新	1 地方分権改革の推進 2 道州制の導入に向けた検討の推進	総合政策局 総合政策局
一部新	3 地方税財源の充実・強化【一部震災関連】	総務・県民

II 教育と人づくりの岡山

新規・継続別	提案事項	担当部
一部新	4 教育の振興【一部震災関連】 5 人権施策の推進 6 ハンセン病問題対策の推進	総務・教育 県民・教育 保健福祉部

III 安全・安心の岡山

新規・継続別	提案事項	担当部
新規	7 東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生した場合に備えた防災対策の推進等【震災関連】	知事直轄
新規	8 原子力発電所等の安全性の確保【震災関連】	知事直轄
新規	9 大規模災害等に対する国家的対応体制の構築【震災関連】	知事直轄
	10 消防救急無線の整備に対する支援措置の拡充	知事直轄
	11 電源三法交付金の交付延長	県・環・産
一部新	12 地球温暖化対策の推進	環境文化部
	13 児島湖及び周辺の環境保全対策の推進	環境文化部
	14 アスベスト対策の強化	環境文化部
新規	15 土壤汚染対策の推進	環境文化部

新規・継続別	提案事項	担当部
新規	16 環境関係法の改正	環境文化部
一部新	17 廃棄物の適正処理	環境文化部
一部新	18 野生鳥獣による被害の防止及び管理対策の充実	環境文化部
新規	19 災害救助の柔軟な実施【震災関連】	保健福祉部
新規	20 社会福祉施設の耐震化の促進【震災関連】	保健福祉部
	21 保健医療対策の充実	保健福祉部
一部新	22 障害福祉施策の推進	保健福祉部
	23 高齢者支援対策の推進	保健福祉部
一部新	24 子育て支援対策の推進	保健福祉部
新規	25 国営造成施設の安全性の確保【震災関連】	農林水産部
	26 治水・高潮対策事業の推進	土木部
一部新	27 警察基盤の整備充実【一部震災関連】	警察本部
一部新	28 交通安全施設等整備の推進【一部震災関連】	警察本部

IV 産業と交流の岡山

新規・継続別	提案事項	担当部
	29 宇高航路への支援	県民生活部
	30 中四国横断新幹線の建設促進	県民生活部
	31 中山間地域の活性化の推進	県民生活部
	32 過疎対策の推進	県民生活部
新規	33 離島振興対策の推進	県民生活部
	34 地方航空路線・C I Q体制の充実	県民生活部
一部新	35 雇用対策の充実【一部震災関連】	産業労働部
新規	36 観光への風評被害対策の強化【震災関連】	産業労働部
新規	37 新エネルギーの普及・拡大	政・環・産・農・企
	38 社会資本整備の推進	農林・土木
新規	39 農産物等の輸出規制への対策【震災関連】	農林水産部
	40 農業者戸別所得補償制度の改善	農林水産部
新規	41 漁業所得補償制度の改善	農林水産部
新規	42 農地・水保全管理支払交付金制度の継続	農林水産部
	43 貿易の自由化交渉と国内農政の整合性の推進	農林水産部
	44 畜産経営の安定対策	農林水産部
	45 森林整備法人に対する支援の充実	農林水産部
新規	46 農林水産物への鳥獣被害防止対策事業の充実・強化	農林水産部
	47瀬戸大橋の料金等への適切な対応	土木部
一部新	48 地域高規格道路及び直轄国道の整備促進	土木部
一部新	49 高速自動車国道の整備促進と有効活用	土木部
一部新	50 水島港の機能強化	土木部

I 分権型社会の実現

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	1 地方分権改革の推進 政治、行政、経済等の東京一極集中は、我が国全体としての活力の増進を妨げているだけでなく、危機管理の観点からも直下型地震等の大規模災害への対応力という面で脆弱性を生む要因となっている。これらの課題を解決し、国民一人一人が生活の豊かさを実感でき、安全・安心に支えられた活力ある国土づくりを進めるためには、首都機能を分散し、我が国全体のグランドデザインを再構築するとともに、社会経済システムの抜本的見直しを行い、真の分権型社会の実現を図ることが不可欠である。 このため、国と地方の役割分担を見直し、地域が自主的・自立的な地域づくりを行うことができるよう、道州制の推進を含め、徹底した地方分権改革を断行する必要がある。 (1) 国の出先機関の原則廃止 ① 出先機関の原則廃止を基本とし、「アクション・プラン」に基づく移譲の類型ごとに、対象となる事務・権限や具体的な工程、財源・人員の移管の仕組み等を早期に明らかにすること。 ② 中国地方知事会では広域的実施体制の整備を検討しており、出先機関の全ての事務・権限を対象としたブロック単位での移譲が円滑に進むよう、新たな広域行政制度の在り方を早期に示すとともに、必要な財源を税源移譲により確保すること。その際には、出先機関の事務・権限の大半は都道府県が単独で、あるいは連携により受け入れができるよう、「補完性の原則」を踏まえ、各都道府県と広域的実施体制との間での事務・権限の割振りは、ブロックの判断により柔軟に対応できる制度とすること。 また、移譲を検討する上で必要となる出先機関ごとの予算、組織、人員、事務・権限の具体的な内容等について、十分な情報提供を行うこと。 ③ 直轄国道及び直轄河川の移管については、財政措置に関する具体的な制度や統一的な人材移管のルールを制定するなど、実効性を確保した上で、積極的に取り組むこと。 ④ 公共職業安定所については、地方公共団体からの特区制度や「一体的な実施」の提案を具体化するとともに、検証期間を前倒しし、早期の移管を実現すること。 ⑤ 都道府県が単独で受け入れることが可能な事務・権限については、当該事務の執行に必要な権限等をパッケージ化し、平成24年度中に全国一律・一斉の移譲を実現すること。 ⑥ 移譲事務の実施に必要な財源は、人件費相当額を含めた総額を確実に措置するとともに、現行の組織・人員の徹底的なスリム化を図ること。 (2) 義務付け・枠付けの見直しと権限移譲の推進 ① 第2次一括法案の早期成立を図り、地域主権戦略大綱に基づく措置を実現すること。 ② 地方分権改革推進委員会の累次の勧告の完全実施を基本に、見直し及び移譲に係る項目をさらに積み増すこと。その際、見直し等の工程を明確にするとともに、地方との協議プロセスをしっかりと組み込むこと。	内閣府 総務省 財務省	総合政策局
新			
新			
新			
新			

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>新 ③ 義務付け・枠付けの見直しのうち、福祉施設の職員や居室の面積等に関する「従うべき基準」は、条例への委任を無意味にするものであり、これらの規定は廃止又は「参酌すべき基準」へ移行すること。</p> <p>新 ④ 義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定に必要な政省令の早期制定や、基礎自治体への権限移譲における施行期日の柔軟な設定など、地方公共団体の事務に支障が生じないよう、適切な措置を講じること。</p> <p>(3) 地方意見の反映の場の実効ある運営 国と地方の協議の場の運営に当たっては、国と地方が真に対等・協力の関係にあることを基本に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組や、社会保障と税の一体改革、さらには地方自治法の改正など、国と地方の役割分担や地方自治に関する現下の重要課題について、法律に明記された分科会を活用し、政策の企画立案の段階から協議を進めることで、実効性を確保すること。</p>		
	<p>2 道州制の導入に向けた検討の推進 地方分権改革の究極の姿である道州制の導入に向けて、積極的に検討を進めるとともに、国民への啓発等気運の醸成を図ること。</p>	内閣官房 内閣府 総務省	総合政策局
一部新	<p>3 地方税財源の充実・強化</p> <p>新(1) 東日本大震災への対応に係る財政措置【震災関連】</p> <p>① 被災地以外の自治体が行う被災者及び被災地域の支援に要した経費について、特別交付税や新たな交付金の創設等により確実に措置すること。</p> <p>② 震災の影響を受けて地方が行う防災対策の強化に要する経費をはじめとした歳出について、地方の一般財源に係る確実な財政措置の充実・強化を図ること。</p> <p>③ 「東日本大震災に関連した国の震災復興財源を捻出するため」という理由により、地方の行革努力を無にし、地方の実態からかけ離れた地方交付税総額の削減を行わないこと。</p> <p>(2) 地方交付税等の総額確保等</p> <p>① 平成22年度に閣議決定された財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。</p> <p>② 法定率の引上げによる地方交付税の増額や、それによる地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消により、地方にとって必要な一般財源総額の確保を図ること。</p> <p>新(3) 地方の役割を踏まえた社会保障と税の一体改革</p> <p>① 社会保障の財源については、地方単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行い、地方の果たしている役割に応じて、地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充などにより、必要な財源を安定的に確保すること。</p> <p>② 今後、国と地方の協議の場を継続して開催し、課題について丁寧かつ実質的な協議を行い、総合的な社会保障の全体像を明らかにすること。</p>	内閣府 内閣総務省 財務省	総務部 県民生活部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>新(4) 地域自主戦略交付金 平成24年度に係る配分の方法や総額など、制度の全体を速やかに示すとともに、必要な総額を確保することに加え、地方の自由度が拡大するよう、事業規模などによる補助要件や事後チェックなどの国の関与をなくし、さらに、将来的には交付金相当額を税源移譲等により一般財源化すること。</p> <p>新(5) 国の経済対策に係る各種基金事業等の制度見直し 国の経済対策に伴い積み立てた基金で、事業期間が平成23年度中とされているものについて、補助対象の拡大や事業期間の延長など、制度の見直しを図ること。</p>		

II 教育と人づくりの岡山

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p>4 教育の振興</p> <p>(1) 少人数学級の推進及び教職員定数の改善・充実等</p> <p>① 小・中学校での35・30人学級の実現に向けた新たな教職員定数改善計画に基づき、年次計画的に全学年への少人数学級の導入を推進すること。</p> <p>② 少人数指導やいじめ・不登校の解消等のための加配定数の削減をすることなく必要数を確保し、県の実情に応じた弾力的な運用を認めること。</p> <p>③ 義務教育費国庫負担については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。</p> <p>④ 定年延長等に伴う教員の高齢期の雇用問題については、勤務の特殊性を考慮し、新たな職を設置するなどの定数改善計画の検討や一定の給与水準の維持を図ること。</p> <p>新(2) 特別支援教育の充実</p> <p>① 発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。</p> <p>② 小・中学校において、自立活動の指導などの一層きめ細かな指導・支援を行うため、通級指導を担当する教員の加配定数を改善すること。</p> <p>(3) 給付型奨学金の創設等</p> <p>① 経済的理由により修学困難な生徒が安心して学業に専念することができるよう、給付型奨学金の創設や貸与人員の増員などの奨学金制度の拡充を早急に図ること。</p> <p>② 特定扶養控除の見直しにより負担増となる家計への対応については、税制上の措置も含め、国の責務として早急に対策を講じること。</p> <p>(4) 公立学校の耐震化等の促進【震災関連】</p> <p>① 公立学校の耐震化をはじめ、県及び市町村が計画している全ての公立学校施設整備事業が着実に実施できるよう必要な財源を確保するとともに、補助単価について実態に即した見直しを図ること。</p> <p>② 特に、財政措置が講じられていない高等学校等の耐震化についても対象とすること。</p> <p>(5) 私学の振興</p> <p>① 私立高校生への就学支援金について、授業料以外の学納金も支給対象とするとともに、低所得世帯に対するさらなる負担軽減を図るため、加算支給の拡充を行うこと。</p> <p>新 ② 就学支援金に係る生徒及び学校の事務負担軽減のため、各生徒からの個別申請書の提出は不要とし、在籍証明書をもって受給資格認定を行うなど関係法令の改正を行うこと。</p>	内閣府 文部科学省	総務部 教育委員会
	<p>5 人権施策の推進</p> <p>① 国民一人一人の人権意識の高揚を図るため、国において広域的見地からマスメディア等を活用した啓発活動をさらに充実すること。</p> <p>② 人権教育、人権啓発に関する施策及び人権擁護活動の積極的な推進について、必要な措置を講じること。</p>	法務省 文部科学省	県民生活部 教育委員会

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>6 ハンセン病問題対策の推進</p> <p>① ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。</p> <p>② ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むこと。</p> <p>③ ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。</p>	厚生労働省	保健福祉部

III 安全・安心の岡山

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p>7 東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生した場合に備えた防災対策の推進等【震災関連】</p> <p>東海地震、東南海地震、南海地震の3地震が連動して発生した場合の被害想定を最新の知見・データに基づいて早急に策定するとともに、防災基本計画等の見直しを行い、3地震が連動して発生した場合に備えた新たな防災対策を強力に推進すること。</p>	内閣府 文部科学省	知事直轄
新規	<p>8 原子力発電所等の安全性の確保【震災関連】</p> <p>① 福島原子力発電所の事故を受けて各電気事業者等に求めた「原子力発電所の緊急安全対策」の迅速かつ厳格な確認と継続的な検査を行うとともに、今回の事故の全体像を速やかに検証した上で、各電気事業者等に抜本的な対策を早急に講じるよう求めること。</p> <p>② 今回の事故に係る分析・評価結果を踏まえ、防災基本計画等の抜本的な見直しを行うなど、原子力防災体制の強化を図るとともに、原子力施設の安全性向上・確保に万全の対策を講じること。</p>	内閣官房 内閣府 文部科学省 経済産業省 原子力安全・保安院	知事直轄
新規	<p>9 大規模災害等に対する国家的対応体制の構築【震災関連】</p> <p>東日本大震災は、我が国がかつて経験したことのない大規模かつ広域的な大災害であり、このような国家的危機に対しては、例えば米国のFEMA（アメリカ合衆国連邦緊急事態管理庁）のような専門的に対応する常設の組織を設置するなど、国の責任において主導的に対応する体制を構築すること。</p>	内閣府	知事直轄
	<p>10 消防救急無線の整備に対する支援措置の拡充</p> <p>電波法第26条に基づく告示（周波数割当計画）により、平成28年5月31日が期限とされている消防救急無線のデジタル化整備事業について、市町村への地方財政措置を拡充すること。</p>	消防庁	知事直轄
	<p>11 電源三法交付金の交付延長</p> <p>原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における研究終了後も地元住民や県民の安全を確保し、原子力に対する理解を得るために、引き続き、防災対策、安全広報、地域振興のための電源三法交付金は不可欠であり、同交付金の期間を延長すること。</p>	文部科学省	県民生活部 環境文化部 産業労働部
一部新	<p>12 地球温暖化対策の推進</p> <p>地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの排出量を削減する実効性ある対策を着実に推進し、低炭素社会の実現を図っていく必要がある。そのためには、再生可能エネルギーの導入のほか、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を、国、地方が一体となって実施していく必要がある。</p> <p>(1) 温室効果ガス削減目標及び具体的な施策等の提示</p> <p>国、地方が一体となって実効性ある対策を着実に推進するため、温室効果ガス削減目標について、各主体が目標をもつて自らの対策に取り組めるよう、国レベルでの部門別、年次別、施策別の削減目標及び施策等の具体的な内容を早期に示すこと。</p>	環境省	環境文化部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>新(2) ライフスタイル転換の促進</p> <p>現在、全国的に実施している節電対策を一過性のものとして終わらせるのではなく、再生可能エネルギーの導入のほか、省エネルギー設備の導入支援の充実強化や国民一人一人の省エネルギー行動の実践につながる普及啓発などの省エネルギー対策を国、地方で協力しながら実施していくことにより、震災により高まった節電、省エネルギーの気運を、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換につなげていくこと。</p>		
	<p>13 児島湖及び周辺の環境保全対策の推進</p> <p>(1) 生活排水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 下水道整備事業に係る国の補助率の嵩上げ、下水道への接続工事に係る財政支援制度の充実を講じること。 ② 合併処理浄化槽整備事業に係る国の助成率の嵩上げ、単独処理浄化槽撤去費助成制度に係る補助額の引き上げ措置を講じること。 <p>(2) 児島湖浄化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 流出水対策に対する財政的な支援措置を講じること。 ② ユスリカ対策に対する財政的な支援措置を講じること。 ③ 水質汚濁メカニズムの究明等に係る調査研究に対する財政的な支援措置を講じること。 	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省	環境文化部
	<p>14 アスベスト対策の強化</p> <p>(1) 住民の不安解消、健康被害対策等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康被害者の被害実態調査、迅速な診断・治療方法の研究、治療体制の早期確立を行い、健康被害が懸念される住民等に対する検診、医療費補助等の必要な措置を講じること。 ② アスベストの環境基準を設定し、一般環境の継続的なモニタリングを行うこと。併せて、室内環境における許容基準を設定し、必要な規制を行うこと。 ③ アスベスト及びアスベスト含有建材の取扱事業者、使用実態、経年変化、管理方法等について、国が把握する情報を一元的に分かりやすく提供すること。 <p>(2) アスベストの除去等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全・安価な分析方法や除去等処理方法の研究・開発・普及を早急に行うこと。 ② アスベスト廃棄物の安定的な処理体制の確保を早急に行うこと。また、アスベスト含有建材が含まれる建築物の分別解体を適切に行うため、解体業を独立した許可にするなど新たな制度を創設すること。 ③ 民間建築物のアスベスト除去等に対する助成や融資制度を拡充すること。また、建築物に使用されている建材のアスベスト含有の有無を判別するための調査費、分析費等に対する支援制度を創設すること。 	文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	環境文化部
新規	<p>15 土壌汚染対策の推進</p> <p>改正土壌汚染対策法の運用に当たり、都道府県が土壌汚染のおそれについて的確かつ迅速に判断ができるよう、国において全国の重金属の存在状況等の地質調査や情報の整理・収集を実施し、データベースを構築するなど、都道府県への情報提供を行うこと。</p>	農林水産省 国土交通省 環境省	環境文化部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p>16 環境関係法の改正</p> <p>国民の安全安心のため、環境関係法（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法）を次のとおり改正すること。</p> <p>① 環境関係法で義務付けられた設置届出又は構造等変更届出を行わずに、施設の設置又は構造等の変更を行った場合に、これらの施設に対する立入検査及び報告徴収を行う権限、並びに操業の停止等必要な措置命令を発出する権限を創設すること。さらに、立入検査及び報告徴収を拒んだり、措置命令に違反した者に対する罰則を創設すること。</p> <p>② 不適正な事案である既定の改善命令及び上記の措置命令を行った事案を公表できる規定を創設すること。</p>	環境省	環境文化部
一部新	<p>17 廃棄物の適正処理</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化制度の見直し</p> <p>① 特定家庭用機器の不法投棄防止のため、あらかじめ製品価格にリサイクル料金を上乗せ（先払い）する制度に改めること。</p> <p>② 一般家庭から無償で家電製品を引き取り輸出等を行ういわゆる「買い子」について、廃棄物処理法上の取扱いを明確にすること。</p> <p>(2) ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正処理</p> <p>① 使用中のP C B含有電気機器の使用廃止期限等の取扱いを明確にすること。</p> <p>② 微量P C B混入電気機器の処分費用について中小企業者への負担軽減制度を創設すること。</p> <p>(3) 循環型社会形成推進交付金に係る予算措置</p> <p>市町村等が廃棄物処理施設の整備等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金について、適切な予算を確保すること。</p> <p>(4) ごみ焼却施設の解体・撤去費用に係る支援措置の拡充</p> <p>ごみ処理広域化に伴う焼却施設の集約化のために既存の施設を廃止して解体・撤去のみを行う場合においても、市町村の負担を軽減するための支援を行うこと。</p>	経済産業省 環境省	環境文化部
一部新	<p>18 野生鳥獣による被害の防止及び管理対策の充実</p> <p>① 野生鳥獣の個体数の増加や分布拡大による農林水産業、生活環境及び生態系に係る被害の根本的な解決を図るために、個体数把握方法、適正頭数、効果的な捕獲技術など、個体数調整技術を早期に確立すること。</p> <p>② 県域を越えて広域的に分布する種については、広域的な生息数や分布状況、行動範囲等を把握した上で早期に広域保護管理指針を策定し、個体群又は生活範囲全体を対象として広域で連携して保護管理対策を行うこと。</p> <p>③ 東中国地域におけるツキノワグマの生息状況調査を早急に実施すること。</p>	環境省	環境文化部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p>19 災害救助の柔軟な実施【震災関連】</p> <p>① 災害救助法上の救助に要した経費については、支援を行った県から被災県に対して求償するのではなく、支援を行った県から直接、国に対して請求（国庫負担）が可能となるよう法制度を改正し、被災県の財政的、事務的負担の軽減を図るとともに、支援県が支援を行いやすい環境を整備すること。</p> <p>② 避難者への公営住宅の無償提供など災害救助法の適用がないものについても災害救助法の対象とするとともに、これら救助に要した経費については、国において全額を負担すること。</p>	内閣府 厚生労働省	保健福祉部
新規	<p>20 社会福祉施設の耐震化の促進【震災関連】</p> <p>児童福祉施設や障害者支援施設、老人福祉施設等の社会福祉施設の耐震改修の促進を図るため、平成23年度で終了する臨時特例基金事業について、同様の制度の創設又は同事業の継続・拡充を図ること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p>21 保健医療対策の充実</p> <p>(1) 医療提供体制の整備</p> <p>① 医師の地域による偏在や診療科による偏在の解消に向け、地域での勤務を医師のキャリアパスの条件にするなど、医師不足の地域や診療科に就職する医師を増やすための取組の充実や制度の見直しを図り、総合的な医師確保対策をさらに強化すること。</p> <p>② 看護職員の勤務環境の改善のため、保育時間の実態に応じた24時間保育までの段階的な延長保育加算を設けることにより、院内保育施策の充実を図ること。</p> <p>③ ドクターヘリ導入促進事業については、現行の夜間飛行分の補助基準額が搬送を行うために見込まれる運行経費より大幅に少ないとから、地方公共団体や実施機関の負担増とならないよう、適切な補助基準額を設定すること。</p> <p>(2) 特定疾患治療研究事業の充実</p> <p>① 特定疾患治療研究事業について、事業実施に伴う地方公共団体への確実な財政措置及び対象疾病の拡大を行うとともに、法制化などによる抜本的な制度の見直しを図ること。</p> <p>② 難病対策の効果的推進を図るため、特定疾患治療研究事業の実施主体として都道府県だけではなく保健所設置市も加えること。</p> <p>(3) 母子保健医療等に係る対策の充実</p> <p>① 地方公共団体が単独で行っている小児及びひとり親家庭等に係る医療費公費負担制度を国の制度として創設すること。</p> <p>② 平成24年度以降も引き続き、必要な回数（14回程度）の妊婦健康診査支援に係る財源を確保すること。</p> <p>③ 小児慢性特定疾患治療研究事業について、地方公共団体への確実な財政措置を行うこと。</p> <p>(4) 予防接種制度の見直し</p> <p>① 予防接種法の対象となっていない子宮頸がん予防ワクチンや肺炎球菌ワクチン等の評価や公衆衛生政策における位置付けについて、早急に検討を行い、結論を出すこと。</p> <p>② 予防接種法の対象となった場合、十分な財源を確保すること。</p>	厚生労働省	保健福祉部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(5) 新型インフルエンザ対策の推進</p> <p>① 新型インフルエンザに関する情報を、正確に分かりやすく迅速に提供とともに、新型インフルエンザワクチン、マスク、消毒液、簡易検査試薬等のインフルエンザ対策に必要な物資については、必要な量が早期に、かつ、適切に供給される体制を整備すること。</p> <p>② 新型インフルエンザ発生時の医療体制確保のため、新型インフルエンザの診療を担う医療機関に対する支援等について、国において総合的な対策を講じること。</p> <p>③ これまでの新型インフルエンザ対応で得られた経験を生かして、地方公共団体とも協議を行いながら、強毒性の新型インフルエンザへのより的確な対策の構築を急ぐとともに、そのための行動計画やガイドラインを早急にまとめること。</p>		
一部新	<p>22 障害福祉施策の推進</p> <p>(1) 障害者制度改革</p> <p>部新 ① 障害のある人の福祉制度の見直しに当たっては、サービス利用者・事業者・地方自治体等関係者の意見に配慮するとともに、他の福祉施策等との均衡を図りながら、実現可能性や国民的な合意が確保できるよう、制度設計を行うこと。</p> <p>② 新制度の設計に当たっては、地方に新たな負担が生じないようにするとともに、その実施に当たっては、周知に十分な期間を確保できるよう、具体的な内容について早期に情報提供を行うこと。</p> <p>新 ③ 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行に係る政省令等の細事項の決定に当たっては、サービス利用者・事業者・地方自治体の実情を十分に踏まえるとともに、新制度や地域主権改革との整合性に配慮すること。</p> <p>新 (2) 障害のある人の地域移行、地域生活及び就労移行の支援</p> <p>① 障害福祉サービスの報酬の改定に当たっては、障害のある人への福祉サービスがさらに充実するよう、適切な配慮を行うこと。</p> <p>② 平成23年度まで終了とされている障害者自立支援対策臨時特例事業について、特に、事業運営の安定化や福祉・介護人材の処遇改善など引き続き措置を講じる必要があるものについては、平成24年度以後もその水準を確保すること。</p> <p>③ 工賃水準の引上げに向けた取組への支援について、障害のある人の地域生活支援のため、継続するとともに、充実を図ること。</p>	内閣府 厚生労働省	保健福祉部
	<p>23 高齢者支援対策の推進</p> <p>(1) 高齢者介護のサービス強化</p> <p>① 地域包括支援体制の充実に向けて、地域包括支援センターの機能強化等、地方公共団体の取組を積極的に支援すること。</p> <p>② 介護職員の過重な労働負担の軽減、サービスの質の確保等の観点から職員の配置基準を見直すとともに、必要な介護職員が確保できるよう、一層の処遇改善策を講じること。</p>	厚生労働省	保健福祉部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(2) 新たな高齢者医療制度の見直し</p> <p>① 新たな高齢者医療制度は、今後の少子高齢化を見据え、国民的な議論と理解を得て構築すること。</p> <p>② 市町村国保の構造的課題に起因した問題を解決し、持続可能な医療保険制度の構築に向け国の財政責任を含めた本質的な検討を行うこと。</p> <p>③ 高齢者医療も含めた社会保障全体の在り方と国・地方を通じた税制改革を一体的に議論する必要があることから、地方参画の下で、地方の意見や制度運営の実態を十分踏まえた一体的な改革を行うこと。</p>		
一部新	<p>24 子育て支援対策の推進</p> <p>(1) 児童虐待防止等の支援体制の充実</p> <p>① 市町村の要保護児童対策地域協議会が常勤職員を確保できるよう、地方財政措置を行うこと。</p> <p>新 ② 児童相談所全国共通ダイヤルを分かりやすい番号にすること。</p> <p>(2) 地域の子育て支援の充実</p> <p>① 保育サービスの充実が図られるよう、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり等の補助基準額を引き上げるとともに、保育所職員配置基準を改善すること。また、保育料の軽減など、育児支援のための負担軽減措置をさらに推進すること。</p> <p>② 「子ども・子育て新システム」の具体的な制度の構築に当たっては、地方公共団体と十分な協議を行い、少子化対策として効果的な制度とすること。</p> <p>③ 放課後児童健全育成事業については、安定的な人材確保が図られるよう、放課後児童指導員の就労条件を改善し、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じた取組を行える制度に変更すること。</p> <p>④ 安心こども基金の事業実施期限は、原則平成23年度末となっているが、平成24年度以降についても、同様の制度の創設又は同事業の継続を図ること。また、保育所整備に係る補助率の見直しを行うこと。</p> <p>新 ⑤ 年金受給者である祖父母が孫を養育している場合においても、児童扶養手当が支給されるよう措置すること。</p> <p>(3) 子ども手当の適正な制度設計</p> <p>① 今後の制度設計に当たっては、地方の意見を十分踏まえ、少子化対策として効果的な制度とすること。</p> <p>② 給付に要する財源は、事務的な経費も含め、国が責任を持って全額を措置すること。</p>	内閣府 厚生労働省	保健福祉部
新規	<p>25 国営造成施設の安全性の確保【震災関連】</p> <p>県内に存する国営造成施設について、東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生した場合の地震・津波への安全対策に万全を期すること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>26 治水・高潮対策事業の推進</p> <p>直轄管理区間の河川整備計画を早期に策定するとともに、浸水被害を防止するため、河川改修を推進すること。</p> <p>また、治水事業・高潮対策事業の推進のため十分な予算を確保すること。</p>	国土交通省	土木部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p>27 警察基盤の整備充実</p> <p>① I T社会の進展に伴い増加しているサイバー犯罪等を始め、県民の平穏な生活を脅かす犯罪に的確に対応し、県民の安全で安心な生活を確保して、「快適生活県おかやま」を実現するため、警察官を増員すること。</p> <p>② 厳しい治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両や防弾楯等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。</p> <p>新 ③ 災害発生時に的確に対応するため、資材運搬車両や応急電源用発動発電機等の災害対策用装備資機材の整備充実を図ること。【震災関連】</p>	警察庁	警察本部
一部新	<p>28 交通安全施設等整備の推進</p> <p>① 幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、交通管制システム、交通信号機等の高度化更新や、集中制御エリアの拡大等新交通管理システム（UTMS）の整備を始め、信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。</p> <p>新 ② 災害に伴う停電時の交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。【震災関連】</p>	警察庁	警察本部

IV 産業と交流の岡山

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>29 宇高航路への支援 高速道路や瀬戸大橋の料金制度の変更により影響を受けているフェリー事業者の持続可能な運航を確保するため、国の責任において支援措置を講じること。</p>	国土交通省	県民生活部
	<p>30 中四国横断新幹線の建設促進 ① 中四国横断新幹線(高規格鉄道)の早期実現を図ること。 ② 中四国横断新幹線実現までの段階的な整備として、JR伯備線、JR瀬戸大橋線へフリーゲージトレインを導入すること。 ③ フリーゲージトレインの導入に当たって、国による支援制度を創設すること。</p>	国土交通省	県民生活部
	<p>31 中山間地域の活性化の推進 経済基盤や生活環境の整備、都市との交流促進など、地域の特性に応じた中山間地域の活性化対策が効果的に実施されるよう、総合的な推進体制を整備すること。</p>	内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省	県民生活部
	<p>32 過疎対策の推進 ① 過疎地域は、地域住民はもとより都市も含めた国民全体にとって多面的・公益的機能を有することから、その振興に向けて各種施策を継続的に推進する必要があるため、地方の意見を踏まえた上で、過疎対策を総合的に推進するための恒久法の制定も含めた抜本的な法整備を行うこと。 ② 過疎地域を擁する市町村は財政が厳しい状況にあることから、各種施策を効果的に推進するため、地方交付税制度の充実等による過疎市町村の一般財源の確保及び過疎対策事業債の所要額を確保すること。</p>	総務省 農林水産省 国土交通省	県民生活部
新規	<p>33 離島振興対策の推進 豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の意見を踏まえた上で、離島振興法の延長を行うとともに、必要な予算額を確保すること。</p>	総務省 農林水産省 国土交通省	県民生活部
	<p>34 地方航空路線・C I Q体制の充実 (1) 地方航空路線の維持・拡充 地方航空路線は、地域の自立と発展に極めて重要な役割を担っていることから、羽田空港再拡張による発着枠の配分を地方に優先的に行うことなど、地方航空路線の維持・拡充に格段の配慮を行うこと。 (2) 岡山空港C I Q体制の充実 C I Q体制について、利用者の利便性に配慮し、混雑する時間帯における対応など利用者の増加に見合った人員配置等の充実を図ること。</p>	総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	県民生活部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p>35 雇用対策の充実</p> <p>(1) 雇用創出関係基金事業の実施期間の延長等 基金事業については、平成21年度からこれまでに、地域における雇用機会の創出に効果を果たしてきており、依然として厳しい状況にある雇用情勢に加え、東日本大震災の影響も懸念されることから、次の措置を講じること。</p> <p>① 緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別事業の実施期間を延長し、さらなる基金の積み増しを行うこと。 【震災関連】</p> <p>② より効果的な事業を推進するため、企業・NPO等への補助も対象事業とすること。</p> <p>③ 基金事業の雇用期間終了後、従事者が再び失業者となることのないよう、就職先が見つからない場合の雇用期間の延長を可能とともに、就職先確保に向けたアフターフォローの取組強化を図ること。</p> <p>新(2) 新規学卒者の就職活動の適正化 大学生の就職活動が学業に支障なく行われるよう、大学、企業等と連携し、実効ある就職活動のルールを早期に確立すること。</p> <p>(3) 障害者雇用対策の強化 ① 職場適応訓練終了後の特定求職者雇用開発助成金の支給を可能とすること。</p> <p>新 ② 発達障害のある人の就職を促進するため、岡山障害者職業センターのジョブコーチと障害者就業・生活支援センターの支援員について、発達障害に特化した人員を配置すること。</p> <p>新(4) 雇用調整助成金等の要件緩和【震災関連】 東日本大震災による経済活動への影響が全国に広がっていることから、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の特例対象地域を全国に拡大すること。</p>	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	産業労働部
新規	<p>36 観光への風評被害対策の強化【震災関連】</p> <p>(1) 正確な情報発信による風評被害の払拭 東日本も含め日本全体で積み上げてきた訪日観光の火を消さぬよう、誤った情報による風評被害を一掃するため、国として統一的かつ強力に海外に対する正確な情報発信を実施すること。</p> <p>(2) 渡航自粛措置解除等の働きかけ 国内各地域の正確な情報に基づき、渡航自粛等の措置を順次解除・緩和するよう、関係省庁と連携し、各国（地域）政府に強力に働きかけを行うこと。</p> <p>(3) 訪日観光キャンペーン活動の実施 適切な時期を見定め、国内外での訪日観光キャンペーンを大々的に展開すること。</p>	内閣府 国土交通省 観光庁	産業労働部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p>37 新エネルギーの普及・拡大</p> <p>これまでの我が国のエネルギー政策については、東日本大震災及び原子力災害を踏まえ抜本的に見直し、国民的議論を行った上で、新たなビジョンを策定する必要がある。</p> <p>とりわけ、太陽光、バイオマスなどの再生可能なエネルギーについては、地球温暖化対策を着実に推進する観点はもとより、エネルギー源の多様化や分散化を進める観点からも積極的に普及・拡大を図るべきである。</p> <p>その際には、新技術の開発や新エネルギーの普及・拡大に伴うコストが国民への過度な負担につながらないよう、十分に配慮する必要がある。</p> <p>(1) 太陽光発電等の普及促進施策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本県では新エネルギービジョンを策定し、その中でメガソーラーの誘致等を重点プロジェクトとして位置付け、積極的に取り組むこととしており、特にメガソーラーについて規制緩和を進めること。 ② 太陽光発電の普及促進を図るため、住宅用に対する国庫補助制度を拡充・継続すること。 ③ 小水力発電や事業者用の太陽光発電の導入を促すため、施設導入の補助を充実すること。 ④ 太陽光発電をはじめとする新エネルギー関連技術等の開発を積極的に支援すること。 ⑤ 電力の全量固定価格買取制度について、太陽光発電等、新エネルギーの導入が加速されるよう、買取価格を含め、効果的な制度設計を行うこと。 <p>(2) 電気自動車の普及促進策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電気自動車や急速充電器に対する国の導入支援制度の拡充等を図ること。 ② 高速道路や国管理道路へ急速充電器の設置を促すこと。 <p>(3) 新エネルギーの普及・拡大のための財源措置等</p> <p>地方が国と一体となった地球温暖化対策やエネルギーセキュリティの促進に積極的に取り組めるよう、さらにはそれらの取組を通じて産業振興や地域活性化に結び付けられるよう、地域グリーンニューディール基金に代わる新たな自然エネルギー普及拡大基金制度の創設などの財源措置を講じること。</p>	農林水産省 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 環境省	総合政策局 環境文化部 産業労働部 農林水産部 企 業 局
	<p>38 社会資本整備の推進</p> <p>本県の個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基礎となる道路や河川、農業基盤などの社会資本整備に必要な財源を確保し、その推進を図ること。</p>	内閣府 農林水産省 林野庁 水産庁 国土交通省	農林水産部 土木部
新規	<p>39 農産物等の輸出規制への対策【震災関連】</p> <p>(1) 放射能基準適合検査体制の整備</p> <p>放射能検査を行うための体制整備を早急に行い、日本産農産物等の輸出への影響が最小限となるようにすること。</p> <p>(2) 農産物の科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃</p> <p>科学的な根拠に基づかない輸入停止の措置を行っている国に対し、輸入規制の撤廃を強く申し入れること。</p> <p>(3) 諸外国向けに輸出される食品等に関する証明書の発行基準の明確化</p> <p>証明書の発行については、本来、国が行うべき事項であるが、申請者や発行主体となる都道府県の負担が最小限ですむよう、国の責任においてその実施基準を明確に示すこと。</p>	内閣府 農林水産省	農林水産部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
	40 農業者戸別所得補償制度の改善 農業者戸別所得補償制度については、農家や農業団体、市町村等の意見及び地域の実情に十分配慮し、条件不利地域への支援や特産物振興、担い手対策を拡充するなど、地域が主体性を持って、地域農業の振興に取り組める安定した制度とすること。	農林水産省	農林水産部
新規	41 漁業所得補償制度の改善 既存の漁業共済を利用している漁業所得補償制度への参加は、経営の厳しい零細漁業者にとっては共済掛金の負担が大きく、制度へ参加しにくい状況であることから、漁業者の掛金負担のさらなる軽減を図ること。	水産庁	農林水産部
新規	42 農地・水保全管理支払交付金制度の継続 現行の農地・水保全管理支払交付金制度は平成23年度までとなっているが、引き続き食料の安定供給や多面的機能の発揮を確保していくため、平成24年度以降も制度を継続し、必要な予算措置を講じること。	農林水産省	農林水産部
	43 貿易の自由化交渉と国内農政の整合性の推進 (1) 新たな農産物貿易ルールの確立 WTO農業協定の今次交渉及び経済連携協定(EPA)交渉において、世界各国の農業の持続的発展が可能となり、「食料・農業・農村基本法」等の国内農政と整合性のある、農産物貿易ルールの確立を図ること。 (2) 包括的経済連携における重要品目への配慮 日豪EPA交渉や環太平洋パートナーシップ協定(TPP)への参加を検討するに当たっては、米、小麦、肉、乳製品、砂糖など我が国にとって重要な品目を関税撤廃の対象から除外するなど、適切に対応すること。	内閣官房 農林水産省	農林水産部
	44 畜産経営の安定対策 畜産経営の安定に資するため、肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定、肉豚価格安定並びに卵価安定に係る各制度を維持すること。	農林水産省	農林水産部
	45 森林整備法人に対する支援の充実 森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次のような措置を取ること。 (1) 地方財政措置の拡充 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。 (2) 新たな支援制度の創設 森林整備法人の健全経営を図るため、県が行う助成措置に対する新たな支援制度を創設すること。	林野庁	農林水産部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p>46 農林水産物への鳥獣被害防止対策事業の充実・強化 鳥獣による農林水産被害は深刻化・拡大化していることから、鳥獣被害防止施設整備への積極的な支援を図ること。</p> <p>① 鳥獣被害緊急総合対策において、緊急的強化対策として設けられた緊急対策枠（100億円）を継続して予算措置すること。</p> <p>② 事業仕分けにおいて、補助対象外となった農業農村整備事業等による鳥獣侵入防止施設の整備を復活すること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>47瀬戸大橋の料金等への適切な対応 瀬戸大橋に係る平成24年度以降の料金設定に当たっては、全国の他の高速道路では求められていない出資を特定の地方公共団体のみが負担することは不公平であることから、追加出資等地方負担を求めることなく、地域間格差のない利用しやすいものとすること。</p>	国土交通省	土木部
一部新	<p>48 地域高規格道路及び直轄国道の整備促進 空港・港湾へのアクセス道路や地域間を連絡する道路、都市部の環状道路など、幹線道路のネットワークを形成する、地域高規格道路や直轄国道の整備を着実に進めること。</p> <p>(1) 地域高規格道路の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 空港津山道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道53号津山南道路の整備促進 ・ 岡山市北区菅野～岡山市北区御津宇垣間の「整備区間」指定 ・ 岡山市北区御津宇垣～美咲町打穴中間の「調査区間」指定 ② 倉敷福山道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道2号玉島・笠岡道路の整備促進 ・ 国道2号笠岡バイパスの整備促進 ③ 美作岡山道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬戸JCT～吉井IC間、勝央IC～勝央JCT間の整備促進 ④ 北条湯原道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道313号初和下長田道路の「整備区間」指定 <p>(2) 広域交通網の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道373号志戸坂峠道路の整備促進 ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進 <p>(3) 都市部の交通円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域高規格道路「岡山環状道路」の整備促進 ・ 国道2号岡山市内(大樋橋西交差点～妹尾西交差点間)の渋滞対策の整備促進 ・ 国道2号倉敷市内(片島町～船穂町船穂間)の4車線化の整備促進 ・ 国道53号岡山市内(北区首部～北区津高間)の4車線化の整備促進 	国土交通省	土木部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p>49 高速自動車国道の整備促進と有効活用</p> <p>(1) 中国横断自動車道の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路鳥取線の大原IC～西粟倉IC間を平成24年度中に完成供用すること。 ・岡山米子線の賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間の早期4車線化を図ること。 <p>(2) 利用しやすい料金制度の導入</p> <p>高速道路の利用促進を通じて経済波及効果を誘導するよう、利用しやすい料金制度を導入すること。</p>	国土交通省	土木部
一部新	<p>50 水島港の機能強化</p> <p>(1) 水島・玉島地区間の連携強化</p> <p>生産拠点の水島地区と物流拠点の玉島地区をダイレクトに結ぶ新高梁川橋梁の整備を促進し、物流コスト削減と両地区の連携強化を図ること。</p> <p>(2) 外貿コンテナ機能の強化</p> <p>外貿コンテナの急増と貨物船の大型化に対応するため、玉島ハーバーアイランド6号ふ頭の水深12m岸壁及び玉島東航路の整備促進を図ること。</p> <p>(3) 国際バルク戦略港湾の予算確保</p> <p>我が国の新成長戦略の柱として、産業の国際競争力を支える国際バルク戦略港湾の整備に係る予算の確保を行うこと。</p>	国土交通省	土木部

平成23年度 岡山県県政懇談会開催要領

1 目的

平成24年度の国の予算編成に向け、地方から国に対して行う提案の各事項について、県関係国会議員の方々の御理解と御協力を得ることを目的とする。

2 主催

岡山県、岡山県議会、岡山県市長会、岡山県市議会議長会、岡山県町村会、岡山県町村議會議長会

3 日時

平成23年7月10日（日） 10：00～11：30

4 場所

ピュアリティまきび 2階 孔雀

岡山市北区下石井2-6-41

5 出席予定者

- ・ 岡山県関係国会議員
- ・ 岡山県
知事、副知事、公営企業管理者、教育長、警察本部長、部局長
- ・ 岡山県議会
議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、特別委員会委員長（決算特別委員会委員長を除く。）、議会事務局長
- ・ 市長会会长、市議会議長会会长、町村会会长、町村議會議長会会长

6 次第

- (1) 開会
- (2) 主催者代表あいさつ
- (3) 主催者紹介
- (4) 平成24年度国に対する提案事項説明
- (5) 主催団体提案
- (6) 意見交換
- (7) 閉会

「おかやま発展戦略会議」の提言について

昨年9月に発足した「おかやま発展戦略会議」（座長 永島旭（株）中国銀行取締役頭取）では、人口減少社会の到来や経済のグローバル化の急速な進展の中で、本県が将来にわたり発展し続けていくための戦略について検討を重ねられ、6月17日、知事あてに提言が提出された。

1 提言の概要

（別添資料のとおり）

2 委 員

おおかわ まさこ
大川 雅子 ((株)コニック代表取締役社長)
おかもと いわお
岡本 巖 (一般財団法人日中経済協会理事長)
おかもとき よし
岡本輝代志 (岡山商科大学学長補佐・経営学部教授)
すえなが のりひこ
末長 範彦 (岡山トヨペット(株)代表取締役社長)
すなみ あつし
角南 篤 (政策研究大学院大学 准教授)
しば きょうぞう
千葉 喬三 (学校法人就実学園理事長)
ながしま あきら
永島 旭 ((株)中国銀行取締役頭取)
ふじい わさ
藤井 和佐 (国立大学法人岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授)
(※順序は五十音順、役職は提言時のもの)

3 会議の開催状況

第1回会議 平成22年9月22日（水）
第2回会議 平成22年11月30日（火）
第3回会議 平成23年3月28日（月）
第4回会議 平成23年6月9日（木）

4 今後の対応

提言の内容は、現在策定中の「第3次おかやま夢づくりプラン（仮称）」にできる限り反映させ、地域間競争を勝ち抜き、持続的に発展する岡山づくりにつなげていくこととする。

グローバル化・人口減少社会における
岡山の新たな発展方策について
～地方から国を変える20の岡山モデル～

[提 言]

(ダイジェスト版)

平成23年 6月17日
おかやま発展戦略会議

1 提言の意義等

- ・人口減少社会、超高齢社会においては、従来どおりの方法では持続的な発展は望めなくなっている一方で、経済のグローバル化が急速に進展している中、本県が将来にわたり発展し続けていくための新たな方策について検討した。
- ・また、東日本大震災は、今後の国の在り方や産業構造等に大きな変化をもたらすことから、その影響についても検討を加えた。
- ・地方分権が進展する中、岡山県が取るべき戦略は、時代の潮流を踏まえるだけでなく、自らの持つ資源を十分に活用したオリジナリティが必要となる。
- ・同時に、地方から国を変えるという気概を持つことも必要であり、このような大胆な戦略モデルの提案は、岡山のイメージを強力に発信することにもつながる。
- ・このような観点に立ち、グローバルとローカルの両方の視点から、岡山県の取り組むべき4つの戦略と20のプロジェクトを、「岡山モデル」として提言する。

2 戰略構築の視点

①アジア経済

- 進出先としてのアジア
- 市場としてのアジア
- 競争相手としてのアジア
- 世界に通用する人材の育成 <⑤ 人材育成に再掲>

②環境・新エネルギー

- 新エネルギー関連市場の獲得
- 新エネルギーの地産拡大
- 環境に優しいシステムの開発
- 環境技術の輸出産業化

③医療・福祉・健康

- 医療分野におけるニーズの多様化への対応
- 最先端技術を用いた先進的な医療・介護サービスの提供
- 医療の先進性を生かした岡山ならではの技術革新の促進
- 健康をキーワードとする産業の育成
- 国際的に活躍できる医療人材の育成 <⑤ 人材育成に再掲>

④中山間・農林水産

- 「産業としての農業の育成」と「地域を守る農業の支援」への二分化
- 岡山の歴史と心がこもった「岡山ブランド」の確立
- 林業の持つ環境貢献に着目したビジネス展開
- 中山間地域を維持させる新たな産業の育成
- 地域をリードする人材の育成 <⑤ 人材育成に再掲>

⑤人材育成

- 世界に通用する人材の育成
- 国際的に活躍できる医療人材の育成
- 地域をリードする人材の育成
- シニア人材の活用

⑥東日本大震災の影響

- 災害に強い県土など岡山の安全性を生かした企業誘致
- 災害時の広域医療救援体制の整備
- 新エネルギーによるエネルギーセキュリティの確保

3 戦略の概要

戦略Ⅰ 時代の変化を先取りし、岡山が産業のグローバル化をリードする

これからの産業政策は、アジアを中心とする新興国の成長やFTA・TPPの議論を真正面から捉えたものでなければならない。このような観点に立ち、岡山が産業のグローバル化をリードしていく。

- 1 県内企業のグローバル戦略の支援
- 2 人材集積と強みを生かしたグローバル企業の誘致
- 3 次世代モデルコンビナート構想
- 4 ものづくり産業の競争力強化
- 5 産業としての農業・林業の育成
- 6 対アジア環境ビジネスの創出

戦略Ⅱ 岡山の強み・特性を生かし、岡山ならではの新たな産業を創出する

環境・新エネルギー、医療・福祉・健康など、今後、市場の急速な拡大が見込まれる分野において、岡山の強みを生かした新たな産業を創出するとともに、中山間地域等の特性を生かし、ビジネスの芽を育てていく。

- 7 低炭素型ビーカー・フロントおかやまの形成
- 8 晴れの国・グローカルな健康拠点の形成
- 9 世界をリードする標的医療拠点の形成
- 10 国の制度を変える岡山発！医療・介護システムの創出～HALうらら構想～
- 11 中山間地域の魅力活用ビジネスの展開
- 12 中山間地域におけるスマールビジネスの育成

戦略Ⅲ 次代の発展を担う多様な人材を育む「人材立県おかやま」を目指す

グローバル化への対応をはじめ、これからの岡山の発展を担う人材の育成は急務である。特に、人材の多様性(ダイバーシティ)が活力や発展の源であるとの考えに立ち、多様な人材が集う「人材立県おかやま」を目指す。

- 13 世界に通用する英語力を持ち岡山から世界にはばたく人材の育成
- 14 産業のグローバル化を支える人材の確保
- 15 アジアにおける医療人材育成拠点の形成
- 16 女性がさらに活躍できる岡山づくり
- 17 技術・技能等を生かして活躍するシニア世代の倍増

戦略Ⅳ 東日本大震災の影響を見据え、岡山県としての役割を果たす

未曾有の国難となった東日本大震災からの復興は、国民が総力を挙げて取り組まなければならぬ課題であることから、災害が少ないなどの特徴を最大限に生かし、岡山県として果たすべき役割を果たす。

- 18 東日本大震災の影響を見据えた岡山ネクストプロジェクト
- 19 中四国グローカル救援活動拠点・おかやまの形成
- 20 岡山版セーフティ・ニューディールの推進

4 進め方

- 1 県内外への発信
- 2 産学官民の連携等
- 3 総合的推進組織の設置

グローバル化・人口減少社会における
岡山の新たな発展方策について

～地方から国を変える20の岡山モデル～

[提 言]

平成23年 6月17日

おかやま発展戦略会議

I 総 論	1
1 目 的	
2 検討分野	
3 提言の意義	
4 戦略とプロジェクト	
II 分野別検討状況	4
① アジア経済	
② 環境・新エネルギー	
③ 医療・福祉・健康	
④ 中山間・農林水産	
⑤ 人材育成	
⑥ 東日本大震災の影響	
III 戦略とプロジェクト	10
戦略Ⅰ 時代の変化を先取りし、岡山が産業のグローバル化をリードする	
1 県内企業のグローバル戦略の支援	
2 人材集積と強みを生かしたグローバル企業の誘致	
3 次世代モデルコンビナート構想	
4 ものづくり産業の競争力強化	
5 産業としての農業・林業の育成	
6 対アジア環境ビジネスの創出	
戦略Ⅱ 岡山の強み・特性を生かし、岡山ならではの新たな産業を創出する	12
7 低炭素型ピークル・フロントおかやまの形成	
8 晴れの国・グローカルな健康拠点の形成	
9 世界をリードする標的医療拠点の形成	
10 国の制度を変える岡山発！医療・介護システムの創出 ～H A L U ～	
11 中山間地域の魅力活用ビジネスの展開	
12 中山間地域におけるスマートリビングの育成	
戦略Ⅲ 次代の発展を担う多様な人材を育む「人材立県おかやま」を目指す	14
13 世界に通用する英語力を持ち岡山から世界にはばたく人材の育成	
14 産業のグローバル化を支える人材の確保	
15 アジアにおける医療人材育成拠点の形成	
16 女性がさらに活躍できる岡山づくり	
17 技術・技能等を生かして活躍するシニア世代の倍増	
戦略Ⅳ 東日本大震災の影響を見据え、岡山県としての役割を果たす	16
18 東日本大震災の影響を見据えた岡山ネクストプロジェクト	
19 中四国グローカル救援活動拠点・おかやまの形成	
20 岡山版セーフティ・ニューディールの推進	
IV 進め方	
1 県内外への発信	17
2 産学官民の連携等	
3 総合的推進組織の設置	
参考資料	18

I 総 論

1 目 的

我が国の高齢化は世界に例をみない速度で進行し、世界のどの国もこれまで経験したことのない高齢社会を迎えるとともに、平成20年以降、人口の継続的な減少が続く人口減少社会に突入している。本県においても、県中北部の中山間地域を中心に高齢化が進むとともに、本格的な人口減少社会を迎えている。

人口減少社会、超高齢社会においては、生産年齢人口の減少、国内市場の縮小、地域活力の低下、社会保障費の増大などが予想され、従来どおりの方法では持続的な発展は望めなくなっている。

一方で、新たな市場として、海外、特にアジアへの企業進出が進むなど経済のグローバル化が急速に進展しており、県内でも、中国を含むアジア地域への進出が全体の約82%を占めるなど、アジアとのつながりは強くなっている。

このような中で、本県が将来にわたり発展し続けていくための新たな方策について検討するため、「おかやま発展戦略会議」を設置した。

2 検討分野

時代の潮流として、まず、中国をはじめとするアジア諸国が目覚ましい経済成長を続けていること、また、地球温暖化や地球環境への対応が世界共通の喫緊の課題であること、高齢化の進行や健康に対する関心の高まりや、農業のあり方や林業の再生の議論の高まり等があげられる。

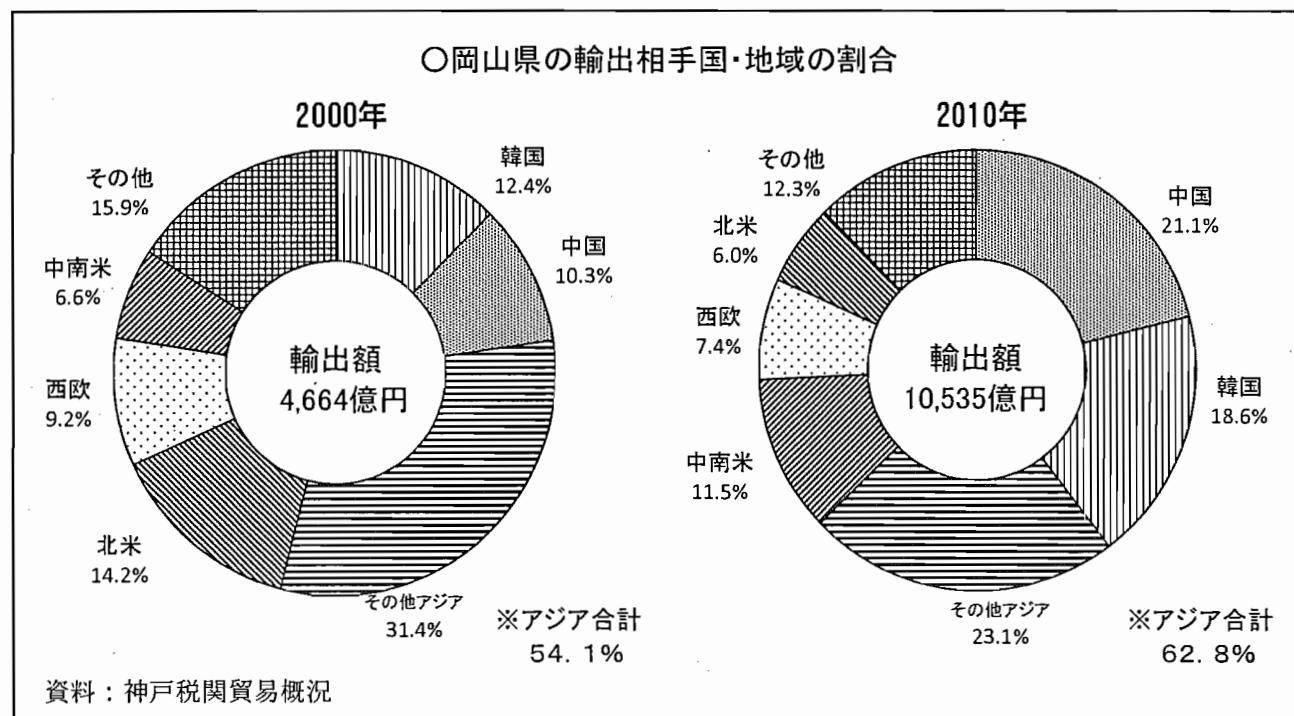
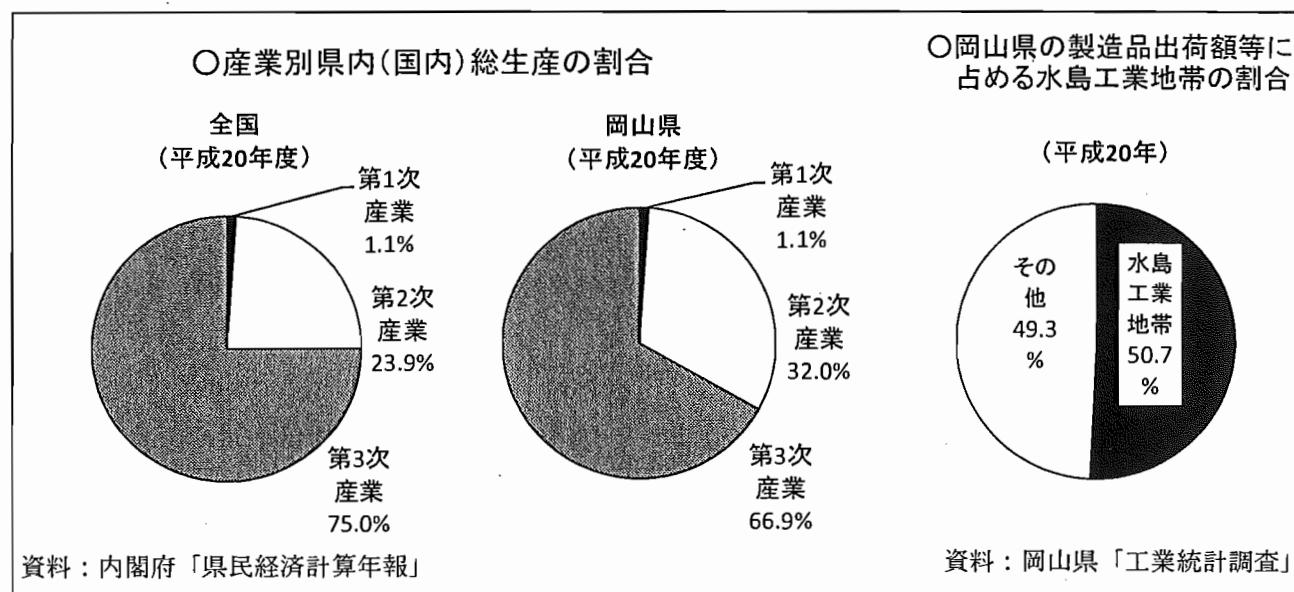
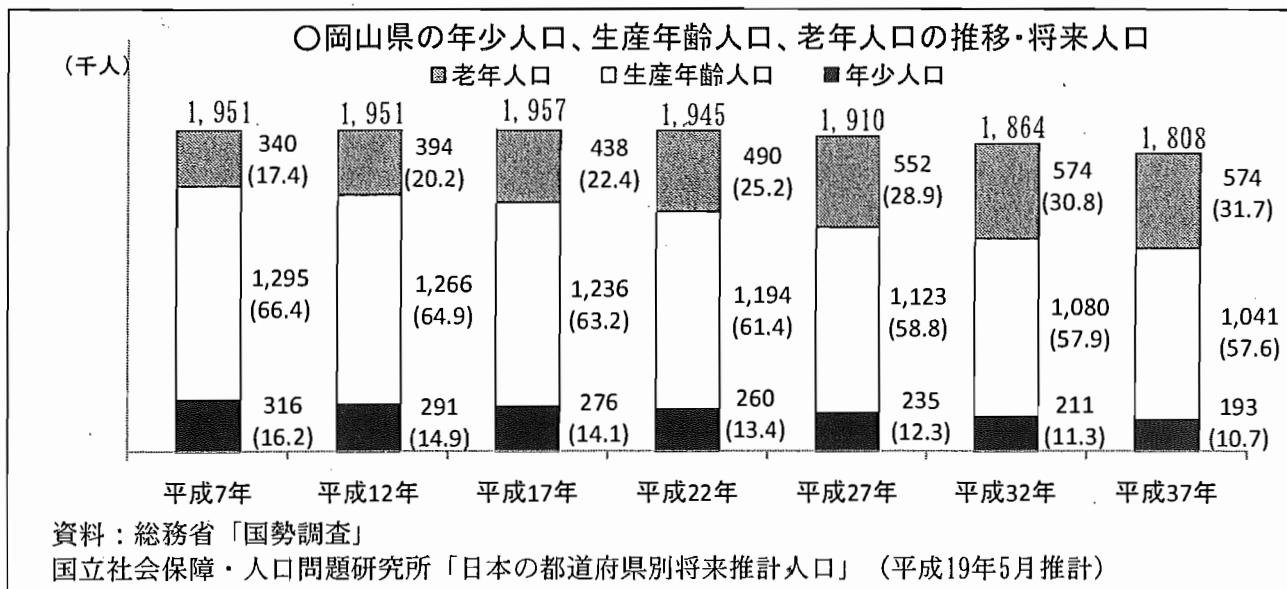
本県が将来にわたり発展し続けていくためには、このような時代の潮流を踏まえた、新たな市場の開拓や、事業の展開、それらを支える人材育成が必要となる。さらに、本県の県土の7割を占める中山間地域の活性化も不可欠である。

このような観点から、①アジア経済、②環境・新エネルギー、③医療・福祉・健康、④中山間・農林水産、⑤人材育成の5分野を検討分野に設定した。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、今後の国の方針や産業構造等に大きな変化をもたらすことから、⑥東日本大震災の影響を検討分野に加えた。

3 提言の意義

地方分権が進展する中、岡山県が取るべき戦略は、時代の潮流を的確に捉えるだけでなく、自らの持つ資源を十分に活用したオリジナリティのあるものでなければならない。同時に、地方から国を変えるという気概を持つことも必要である。そして、岡山からの大胆な戦略モデルの提案は、岡山のイメージを強力に発信することにもつながる。

このような観点に立ち、おかやま発展戦略会議では、上記の6分野について、それぞれ、主なトレンドと本県におけるSWOT分析（強み<Strengths>、弱み<Weaknesses>、機会<Opportunities>、脅威<Threats>）をもとに、グローバルとローカルの両方の視点から戦略構築に向けた視点を導き、その上で、岡山県の持続的な発展を目指して取り組むべき4つの戦略と20のプロジェクトを、「岡山モデル」として提言するものである。



4 戦略とプロジェクト

戦略Ⅰ 時代の変化を先取りし、岡山が産業のグローバル化をリードする

- ◆ これからの産業政策は、アジアを中心とする新興国の成長やFTA・TPPの議論を真正面から捉えたものでなければならない。このような観点に立ち、岡山が産業のグローバル化をリードしていく。
- ◆ 「県内企業のグローバル戦略の支援」など6プロジェクト

戦略Ⅱ 岡山の強み・特性を生かし、岡山ならではの新たな産業を創出する

- ◆ 環境・新エネルギー、医療・福祉・健康など、今後、市場の急速な拡大が見込まれる分野において、岡山の強みを生かした新たな産業を創出するとともに、中山間地域等の特性を生かし、ビジネスの芽を育てていく。
- ◆ 「晴れの国・グローカルな健康拠点の形成」など6プロジェクト

戦略Ⅲ 次代の発展を担う多様な人材を育む「人材立県おかやま」を目指す

- ◆ グローバル化への対応をはじめ、これから岡山の発展を担う人材の育成は急務である。特に、人材の多様性(ダイバーシティ)が活力や発展の源であるとの考えに立ち、多様な人材が集う「人材立県おかやま」を目指す。
- ◆ 「世界に通用する英語力を持ち岡山から世界にはばたく人材の育成」など5プロジェクト

戦略Ⅳ 東日本大震災の影響を見据え、岡山県としての役割を果たす

- ◆ 未曾有の国難となった東日本大震災からの復興は、国民が総力を挙げて取り組まなければならない課題であることから、災害が少ないなどの特徴を最大限に生かし、岡山県として果たすべき役割を果たす。
- ◆ 「東日本大震災の影響を見据えた岡山ネクストプロジェクト」など3プロジェクト

なお、新エネルギーに関しては、平成23年3月に「おかやま新エネルギービジョン」が策定されており、この提言も踏まえながら、迅速に実行されるよう期待している。

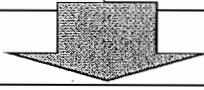
II 分野別検討状況

① アジア経済

【主なトレンド】

- ・国境を越えた企業活動や商取引、投資が活発化する中、アジア等へ進出する日本企業が増加している。
- ・アジア諸国は、目覚ましい経済成長によって形成された富裕層と中間所得層の急速な拡大により、巨大な市場と豊富な人材を有している。
- ・中国、インドなどアジアを中心とする新興国企業は、日本企業の強力な競争相手となっている。

S (強み)	O (機会)
<ul style="list-style-type: none">○国際的機能を有する空港、港湾○ものづくり基盤技術の集積○多様で高品質な農産物○恵まれた自然環境（水資源が豊富、晴天の日が多い、自然災害が少ない）	<ul style="list-style-type: none">○中国などアジアの市場拡大○中国などからの外国人旅行者の増加○急増する外国人留学生○海外での日本の高品質な農産物需要の増加
W (弱み)	T (脅威)
<ul style="list-style-type: none">○国際化の対応の遅れ（外国語対応）○留学生の働き先、住居の不足	<ul style="list-style-type: none">○水島コンビナート内に立地する企業の生産拠点の再編・縮小○生産拠点の海外移転による空洞化○新興国企業との競争の激化○安価な海外製品の流入増加○外資系企業にとっての日本の魅力低下



【戦略構築の視点】

○進出先としてのアジア

- ・県内企業の海外市場への進出や現地企業等との友好な連携を支援するとともに、空洞化を避けるため、研究開発部門等の県内生産拠点の確保に努める。

○市場としてのアジア

- ・今後、国内市場の縮小が見込まれる中、拡大するアジア市場の取り込みや外国人旅行者をターゲットとしたインバウンド事業を推進する。

○競争相手としてのアジア

- ・新興国企業との競争に打ち勝つため、県内企業のグローバルな視点での競争力強化を図る。

○世界に通用する人材の育成 <⑤ 人材育成に再掲>

- ・企業のグローバルな展開に必要となる、社会人基礎力、外国語コミュニケーション能力、異文化理解力・活用力を持つ人材を育成する。



戦略Ⅰ 時代の変化を先取りし、岡山が産業のグローバル化をリードする など

② 環境・新エネルギー

【主なトレンド】

- ・世界的な課題である地球温暖化対策は、CO₂の排出抑制という形で経済活動などを長期的に制約する。(環境制約)
- ・世界の人口やエネルギー需要等が拡大する中、化石燃料をはじめとする資源の枯渇や水不足が懸念されている。
- ・化石燃料については、不安定な中東情勢による供給リスクも存在している。
- ・東日本大震災を契機に、原子力政策など国のエネルギー政策が大きく変化する中で、地球温暖化対策としてだけでなく、エネルギーセキュリティ確保の面からも新エネルギーの急速な普及拡大が見込まれる。

S (強み)	O (機会)
<ul style="list-style-type: none"> ○木材産業、バイオマス関連企業の集積 ○恵まれた自然環境（水資源が豊富、晴天の日が多い、自然災害が少ない） ○電気自動車の普及・開発の実績 ○公害を克服した技術力の集積 	<ul style="list-style-type: none"> ○中国などアジアの市場拡大 ○国の政策転換（全量固定価格買取制度等） ○電池市場の拡大 ○電気自動車の普及 ○海外の水需要の増加 ○震災による新エネ・省エネ意識の高まり
W (弱み)	T (脅威)
<ul style="list-style-type: none"> ○少ない新エネルギー関連の企業集積 ○国際化の対応の遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○石油等のエネルギー価格の高騰 ○温室効果ガスの25%削減 ○新興国によるキャッチアップの動き



【戦略構築の視点】

- 新エネルギー関連市場の獲得
 - ・飛躍的に拡大する新エネルギー関連市場に伴うビジネスチャンスを県内の産業振興に生かす。
- 新エネルギーの地産拡大
 - ・中山間地域等の森林、河川や農業用水をポテンシャルとして捉え、その活用を図るとともに、エネルギーセキュリティの確保の視点も踏まえ、新エネルギーの地産を拡大する。
- 環境に優しいシステムの開発
 - ・電気自動車の普及、開発の実績を生かし、環境に優しい新たな交通システムの開発・普及を図る。
- 環境技術の輸出産業化
 - ・県内企業で蓄積された環境保全等の技術を、今後、急速に工業化が進むアジア新興国へ売り込むビジネスを創出する。



戦略Ⅱ 岡山の強み・特性を生かし、岡山ならではの新たな産業を創出する など

③ 医療・福祉・健康

【主なトレンド】

- ・日本の高齢化率は世界に類を見ない水準に達しており、医療・介護にかかるコストの増大はもとより、社会保障制度全般に対する不安が高まっている。
- ・医療費抑制にもつながる予防医療や健康づくりへの社会的ニーズとともに、がん医療など高度な医療へのニーズも高まっている。
- ・介護が必要な高齢者は飛躍的に増大することが見込まれるが、介護業務従事者は不足しており雇用のミスマッチが発生している。

S (強み)	O (機会)
<ul style="list-style-type: none"> ○医科大学、医療機関の集積 ○高度な医療水準 ○中四国の交通の結節点 ○福祉の伝統 ○産学官連携の充実 ○ロボットスーツHAL^{*1}の先駆的導入 ○先進的な分子イメージングの研究開発を行うOMIC^{*2}の設立 	<ul style="list-style-type: none"> ○先進医療需要の増加 ○医療観光等医療サービス分野の国際化の進展 ○医薬品、医療機器、介護ロボット分野の世界市場の拡大 ○中国などからの外国人旅行者の増加 ○技術革新の進展 ○外国人医療従事者等の規制緩和の動き
W (弱み)	T (脅威)
<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の地域的偏在 ○診療科の偏在 ○国際化の対応の遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保障制度に対する不安 ○高齢者増加に伴う現役世代の負担増加 ○介護、看護の担い手の不足 ○周辺アジア諸国のグローバル医療サービスの展開

*1 HAL : Hybrid Assistive Limb
[体に装着することで身体機能を拡張したり増幅したりすることができる世界初のサイボーグ型ロボット]

*2 OMIC:おかやまメディカルイノベーションセンター

【戦略構築の視点】

- 医療分野におけるニーズの多様化への対応
 - ・医療サービス分野の国際化、がん治療などで先進的な医療需要の増加等を踏まえた取組を推進する。
- 最先端技術を用いた先進的な医療・介護サービスの提供
 - ・医療機関や福祉施設と連携し、ロボットを活用した先進的な医療・介護サービスを構築し提供する。
- 医療の先進性を生かした岡山ならではの技術革新の促進
 - ・医療系大学や医療機関の集積と産学官連携の実績を生かし、ものづくり分野との連携強化や、メディカルベンチャーの育成等により技術革新を支援する。
- 健康をキーワードとする産業の育成
 - ・健康づくりへの関心の高まりや治療から疾病予防への政策のシフトの動きを踏まえ、健康をキーワードとする産業の育成を図る。
- 国際的に活躍できる医療人材の育成 <⑤ 人材育成に再掲>
 - ・医療のグローバル化に対応できる、国際的に活躍できる医療従事者を育てる。

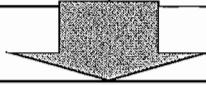
戦略II 岡山の強み・特性を生かし、岡山ならではの新たな産業を創出する など

④ 中山間・農林水産

【主なトレンド】

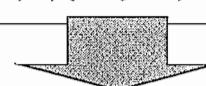
- ・アジア・アフリカ諸国を中心として世界的に人口が増加する中、食料供給の安定化が世界的な課題となっている。
- ・農業従事者の高齢化や後継者不足、農業所得の減少、耕作放棄地の拡大等により産業としての持続可能性が喪失する危機に直面している。
- ・東アジアを中心に日本産の高級農産物の輸出額は順調に増加している一方、FTAやTPP参加について議論が高まる中、農業の国際競争力強化が求められている。
- ・中山間地域では過疎化・高齢化が急速に進行しており、若年層の流出防止及び定住促進のための雇用創出や経済基盤の確立が不可欠となっている。

S (強み)	O (機会)
<ul style="list-style-type: none"> ○多様で高品質な農林水産物 ○恵まれた環境（温暖な気候、豊かな自然） ○木材産業、バイオマス関連産業の集積 	<ul style="list-style-type: none"> ○中国などアジアの市場拡大 ○食の安全志向等の消費者意識の高まり ○海外での日本の高品質な農産物需要の増加 ○都市住民等の農業や田舎暮らしへの関心の高まり ○水源かん養や国土保全等の多面的な機能への再評価
W (弱み)	T (脅威)
<ul style="list-style-type: none"> ○「岡山ブランド」のアピール不足 ○進まない農地の集積 ○中山間地域における農業経営の困難さの増大（生産コスト、担い手不足等） ○少ない雇用の場 	<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域の担い手の高齢化 ○未手入れの山林や耕作放棄地の増大 ○過疎化、高齢化に伴う活力の低下



【戦略構築の視点】

- 「産業としての農業の育成」と「地域を守る農業の支援」への二分化
 - ・県南地域等の農業と中山間地域等の農業を二分化し、それぞれに適った施策を展開する。
- 岡山の歴史と心がこもった「岡山ブランド」の確立
 - ・農産物の高い品質に加え、豊かな自然の下での丁寧な生産によって生み出される岡山の心がこもった安全性と歴史と伝統を「岡山ブランド」としてアピールする。
- 林業の持つ環境貢献に着目したビジネス展開
 - ・森林が CO₂ の吸収体や貯蔵体であることを踏まえ、木質バイオマスのエネルギー利用など林業の持つ環境貢献に着目したビジネス展開を支援する。
- 中山間地域を維持させる新たな産業の育成
 - ・雇用の持続的な確保など中山間地域の生活を支えるビジネスを育成する。
- 地域をリードする人材の育成〈⑤ 人材育成に再掲〉
 - ・中山間地域をはじめ地域運営の実質的な担い手となっている女性層などを中心に、多様なリーダー、新しい世代のリーダーを育てる。



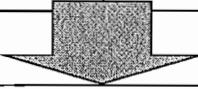
戦略II 岡山の強み・特性を生かし、岡山ならではの新たな産業を創出する など

⑤ 人材育成

【主なトレンド】

- ・就職難の長期化や低迷する雇用環境の影響により、多数の非自発的フリーターやニートが生じており、また、「内向き志向」、科学離れが叫ばれるなど、今後の発展を支える若者が希望を持ちにくい事態が生じている。
- ・現役として活躍できる高齢者が増加している一方、ものづくりなどの分野で、団塊の世代が持っている技術や技能が十分には継承されていない。
- ・国籍、性別、年齢などにかかわらず多様な人材の能力を活用することが企業価値を高めるとの考え方方が広がり始めている。

S (強み)	O (機会)
<ul style="list-style-type: none"> ○大学、短大の集積 ○医科大学、医療機関の集積 ○岡山オルガノンなど大学間連携の取組 ○ものづくり等の産業集積による技術集団の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外からの留学生の増加 ○グローバル人材のニーズの増加 ○団塊の世代の持つ技術や技能継承の可能性拡大
W (弱み)	T (脅威)
<ul style="list-style-type: none"> ○大都市圏への若者の流出 ○拠点性の高い京阪神と広島に挟まれた位置 ○低下が目立つ小中学生の学力 	<ul style="list-style-type: none"> ○生産拠点の海外移転による空洞化 ○若者の内向き志向、科学離れ ○留学先としての日本の地位の低下



【戦略構築の視点】

- 世界に通用する人材の育成
 - ・企業のグローバルな展開に必要となる、社会人基礎力、外国語コミュニケーション能力、異文化理解力・活用力を持つ人材を育成する。
- 国際的に活躍できる医療人材の育成
 - ・医療のグローバル化に対応できる、国際的に活躍できる医療従事者を育てる。
- 地域をリードする人材の育成
 - ・中山間地域をはじめ地域運営の実質的な担い手となっている女性層などを中心に、多様なリーダー、新しい世代のリーダーを育てる。
- シニア人材の活用
 - ・高齢者の培った技術・知見をいろいろな分野で活用するとともにスムースな技術継承を図る。



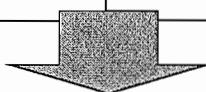
戦略Ⅲ 次代の発展を担う多様な人材を育む「人材立県おかやま」を目指す

⑥ 東日本大震災の影響

【主なトレンド】

- ・東日本大震災の影響から、リスク分散を図る意味で国内生産拠点や物流拠点の再配置が進むと見込まれる。
- ・エネルギー分野では省電力、省エネが加速するとともに、原子力に代替する電源の利用度アップや新エネルギーの開発が加速する。
- ・非常時や災害時の医療体制、救援支援体制への関心が高まる。
- ・水や農作物などへの安全・安心意識が高まる。

S (強み)	O (機会)
<ul style="list-style-type: none"> ○自然災害が少ない ○医科大学、医療機関の集積 ○福祉の伝統 ○先進的な国際貢献への取組 ○中四国の交通結節点 ○ものづくり等の産業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内のサプライチェーンの見直し ○企業のリスク分散意識の高まり ○広域的な医療・救援サポート体制の必要性の高まり ○新エネルギー・省エネルギーに対する国民的意識の高まり
W (弱み)	T (脅威)
<ul style="list-style-type: none"> ○災害に対する意識の低さ ○拠点性の高い京阪神と広島に挟まれた位置 ○安全性のPR不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○生産拠点の海外移転による空洞化



【戦略構築の視点】

- 災害に強い県土など岡山の安全性を生かした企業誘致
 - ・岡山の安全性を再検証した上で、更なる防災体制の整備を進めるとともに、リスク分散などの企業ニーズに応える。
- 災害時の広域医療救援体制の整備
 - ・災害時の医療体制や救援活動について、これまで培ったノウハウや人材育成、中四国の交通結節点としての優位性を生かし、広域的な拠点としての役割を果たす。
- 新エネルギーによるエネルギーセキュリティの確保
 - ・東日本大震災での教訓を踏まえ、地産型の新エネルギーによる災害時の代替エネルギーの確保等を図る。



戦略IV 東日本大震災の影響を見据え、岡山県としての役割を果たす

III 戦略とプロジェクト

戦略 I

時代の変化を先取りし、岡山が産業のグローバル化をリードする

1 県内企業のグローバル戦略の支援

アジア経済

概要

人口減少社会の到来による国内市場の縮小の一方で、アジア経済が目覚ましい成長を遂げる中、今後の発展の大きな鍵となるアジアをメインターゲットとして、本社機能や研究開発部門を県内に有する企業が行う、市場開拓や生産拠点の進出を強力かつスピーディにサポートする。

施策例

- 法律や商慣習などが日本とは異なるビジネス環境の中で、進出企業が安心して活動するためのサポート体制の整備
- 現地のビジネスマッチング体制の構築（定例現地商談会の開催など）
- 県内企業の進出拠点となる「アジア岡山産業団地」の形成
- インセンティブ付与（規制緩和、補助金、減税など）による研究開発部門、マザーワーク等の県内存続支援

2 人材集積と強みを生かしたグローバル企業の誘致

アジア経済

概要

グローバル企業の国際的な誘致競争、生産拠点の国外流出が進む中、本県の強みである「暮らしやすさ」や産業集積等を最大限に活用することにより、グローバル企業の本県への立地、誘致を加速させる。

施策例

- 誘致企業に対する圧倒的なインセンティブの付与（ゼロ固定資産税、ビザ免除など）
- インターナショナルスクールの設置など若年研究者を呼び込むための子育て環境等の充実
- 留学生と企業を結び付ける奨学金制度等

3 次世代モデルコンビナート構想

アジア経済

概要

バーチャル・ワン・カンパニーの理念による企業間連携の促進や素材・製品の供給・開発拠点化の支援、水島港等のインフラ整備等により、対アジア国際競争力の強化と低炭素社会への対応の二面において、水島コンビナートをアジアにおける次世代コンビナートのモデルに飛躍させる。

施策例

- 企業間の原材料・ユーティリティの共同利用による低炭素型高効率生産基盤の構築
- 電池材料や鋼板・樹脂の軽量高強度材料など高付加価値素材・製品の供給・開発拠点化の支援（設備投資に係る税制優遇など）
- 水島港の航路の増深や岸壁の整備、玉島ハーバーアイランドの主要埠頭の民営化拡充

4 ものづくり産業の競争力強化

アジア経済

概要

中国や韓国、台湾などの東アジア勢に追い上げられ、キャッチアップされつつある分野が多い中で、今後も競争力を保ち、高めるため、付加価値の高い素材や部材、部品を生み出す企業群、高度な設計力を備えた企業群の育成・誘致等を進める。

施策例

- チタン鍛造工場に続く、高性能な素材を生産する企業の誘致
- 産学官連携による高機能素材や部材、部品の開発促進
- おかやま次世代自動車技術研究開発センタープロジェクトなどの取組を通じた高度な設計力を有する人材の育成
- 顧客ニーズへの対応力の充実・強化
- 岡山ものづくりメッセの定期開催
- 製品や事業の目利きができる経営コンサルタント等の専門家人材の育成

5 産業としての農業・林業の育成

アジア経済／中山間・農林水産

概要

FTA・TPPの議論等を踏まえ、グローバル化に対応できる産業としての農業を育成するため、国への更なる規制緩和の提案等も行いながら、農地の利用集積や企業参入の促進等による大規模農業経営体の育成に戦略的に取り組む。また、地球温暖化防止など地球環境の保全に大きな役割が期待される林業についても、中国等をマーケットとする輸出の拡大も視野に入れた市場ニーズに対応できる製品開発や市場拡大を支援するとともに、セルロースナノファイバーなど新しい市場の開拓を支援する。

施策例

- 生産性の高い地域における農地の利用集積の促進
- 企業と地域のマッチング機能の強化による農業への企業参入の促進～農業法人100構想～
- 木材の安定した供給先を確保するための住宅メーカーとのマッチングの仕組みづくり
- 森林経営の委託の推進等による施業集約化の推進
- 木質バイオマスによるセルロースナノファイバーの製品化の支援
- アジア進出企業との連携による市場動向の情報ネットワークの構築

6 対アジア環境ビジネスの創出

アジア経済／環境・新エネルギー

概要

一層の工業化の進展が見込まれるアジア新興国市場をターゲットに、水島コンビナートで蓄積されたNO_x排出抑制や水質保全等の技術ノウハウをパッケージ化し移転するビジネスを、産学官連携によって創出する。

施策例

- 産学官連携による大気や水質の保全、汚泥処理、省エネ等の技術パッケージの構築
- 水島コンビナート企業や総合商社等との連携によるアジアでの販路開拓

7 低炭素型ピーカル・フロントおかやまの形成

環境・新エネルギー

概要

本県独自の電気自動車の開発や水島コンビナートで発生する水素を活用する燃料電池車の開発により次世代自動車の開発拠点を目指すとともに、市販の電気自動車の更なる普及や廃油を活用するBDF（バイオディーゼル燃料）の利用拡大などを図り、地球に優しい自動車が県内全域で行き交う低炭素型ピーカルの先進地を目指す。

施策例

- 水素燃料電池車等の次世代自動車の研究開発や実証実験の促進
- EVの蓄電機能と太陽光発電等を核としたコンパクトなスマートグリッドシステムの開発・スマートコミュニティ化
- バイオディーゼル燃料の普及促進

8 晴れの国・クローカルな健康拠点の形成

アジア経済／医療・福祉・健康

概要

健康志向の高まり、アジアの富裕層の増大など国内外の健康関連の市場の拡大を踏まえ、健康関連産業の集積・高度化を図るとともに、滞在型医療や健康をキーワードとする地域の観光開発等を進め、世界と地域の両方の視点を持った健康拠点の形成を図る。

施策例

- アジアの富裕層も視野に入れた滞在型医療の展開
- 滞在地（観光地等）と中核医療機関を結ぶ遠隔医療の推進
- 新たな市場に対応できる医療機器開発や健康関連サービスの集積
- 特産品を活用した健康食や運動量を考慮した周遊ルートの開発

9 世界をリードする標的医療拠点の形成

アジア経済／医療・福祉・健康

概要

岡山大学等の高度な医療水準を生かし、OMIC（おかやまメディカルイノベーションセンター）における先進的な分子イメージングの研究開発への支援や、産学官連携組織である「NPO法人メディカルテクノおかやま」の活動支援、関連ベンチャー企業の育成等を通じて、がん細胞だけを選択的に死滅させる標的医療の分野で世界をリードするオープン・イノベーション拠点を形成する。

施策例

- 産学官連携によるメディカルベンチャー育成ファンドの創設
- 標的医療に関する研究開発ベンチャー企業等の育成・誘致
- 創薬関連企業の誘致

10 国の制度を変える岡山発！医療・介護システムの創出 ～HALう・ら・ら構想～

アジア経済／医療・福祉・健康

概要

生体電位信号を読み取り動作する世界初のパワードスーツHALを医療・介護分野において活用する仕組み（システム）を県内福祉、医療施設等と連携して構築し、国の介護保険や自立支援給付の対象としていくよう働きかけるとともに、HAL生産拠点の立地を図り、将来的には高齢化の進行が見込まれる中国等へのシステムの移転も展望する。

施策例

- 県内福祉、医療施設等との連携によるHAL活用モデルの構築
- 医療・福祉施設におけるHALの利用の拡大
- HAL生産拠点の誘致と関連産業の集積促進

11 中山間地域の魅力活用ビジネスの展開

中山間・農林水産

概要

県土の7割を占める中山間地域の持つ役割と魅力を都市住民に発信しながら、その魅力を生かした、農業体験、短期滞在、二地域居住など、巨大なマーケットとなりうる都市住民のニーズに的確に対応できるビジネスづくりを、民間企業等と連携しながら戦略的に進める。

施策例

- 外国からの観光客も対象とする「SATOYAMA&SATOURIツーリズム」の推進
- 短期滞在型農家民宿の整備促進
- 中山間地域の空き家等を活用した不動産業者との連携による移住ビジネスの展開促進
- 耕作放棄地等を活用したアグリセラピーのビジネス化の促進

12 中山間地域におけるスマールビジネスの育成

中山間・農林水産

概要

過疎化・高齢化によって経済基盤が極めて脆弱となっている中山間地域において、後継者世代の雇用の確保にもつながる持続可能な経済基盤を確保するため、農林水産物の6次産業化や農商工連携による特産品ビジネス、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスなど、多彩なスマールビジネスを育成する。

施策例

- マーケットインの手法も取り入れた付加価値の高い特産品づくりの支援
- 生活サポートと両立できるコミュニティビジネス等の育成
- 道の駅等を活用したスマールビジネス拠点の整備促進
- 廃校となった小学校のプール等での好適環境水を利用した次世代型の養殖産業の創出
- 地域での産業おこしをリードするキーパーソンの育成

戦略Ⅲ

次代の発展を担う多様な人材を育む「人材立県おかやま」を目指す

13 世界に通用する英語力を持ち岡山から世界にはばたく人材の育成

アジア経済／人材育成

概要

小学校低学年から中学、高校まで一貫した英語教育の充実はもとより、大学等との連携による「徹底した英語力の養成」、世界を舞台に活躍する人々や留学生との交流による「英語によるコミュニケーション能力の養成」等を通じて、世界に通用する人材（グローバル人材）を育成する。

施策例

- 県内大学等との連携による、英語しか通用しない「英語体験村」の整備
- 蔵書が全て英語で、英語の本の読み方も教える「英語図書館」の整備
- 大学コンソーシアムとの連携による単位互換型グローバル人材養成講座の実施
- 世界を舞台に活躍する著名人やN G O等と児童・生徒との交流の場の提供
- A L T（外国語指導助手）や留学生の活用による学校での英語教育や国際理解教育の充実

14 産業のグローバル化を支える人材の確保

アジア経済／人材育成

概要

人口10万人当たりの大学・短大数が全国4位という優位性や中国をはじめアジアからの留学生が多いという本県の特性を生かしながら、大学コンソーシアムや経済団体との連携により、県内学生や留学生が、県内企業のグローバル戦略のサポート人材として県内に定着し活躍できるよう支援する。

施策例

- 産学による留学生情報と企業ニーズの情報共有の促進
- 産学官連携による留学生インターンシップや就職マッチングの充実
- 県内企業でインターンシップを行った優秀な留学生を知事が表彰・登録する制度の制定
- 中国語・韓国語が使いこなせる産業人材づくり
- 大学との連携によるセメスター制度（学期内完結型で卒業も年2回に分かれる2学期制）の導入促進
- 大学との連携による岡山県出身の海外で活躍するビジネスマンを講師としたビジネス講座の開催

15 アジアにおける医療人材育成拠点の形成

医療・福祉・健康／人材育成

概要

医科大学、医療機関の集積や世界的なレベルにある遺伝子治療、がん治療などの本県の強みを生かし、国内外から医療従事者の受入を促進し、国際的に活躍できる医療従事者の育成を進めるとともに、県内大学において育成している「医療機器プロフェッショナル」の活用を図りながら、医療人材の育成拠点形成を目指す。

施策例

- 大学病院を中心とした外国人医療従事者の受入促進
- 地域医療への従事を条件とした外国人医療従事者への奨学金制度の創設
- 医療機器プロフェッショナルの医療機器開発企業とのマッチングの促進

16 女性がさらに活躍できる岡山づくり

人材育成

概要

企業や官公庁において、自らの能力を生かして働きたいと考えている女性が、子育てや介護と仕事を両立させて、そのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、保育や在宅勤務の環境を整備する。また、地域活動において実質的には主要な役割を果たしている女性が、町内会や自治会等の意思決定の場に参画できるような地域づくりを促進する。

施策例

- 地域内の複数企業等が共同運営する「地域連携型事業所内保育所」の整備促進
- 県・市町村や民間企業の連携によるテレワークの実施
- 女性が活躍できる企業の誘致
- 自治体の審議会委員等の女性比率の向上につながる気運の醸成

17 技術・技能等を生かして活躍するシニア世代の倍増

人材育成

概要

中小企業やNPO法人と連携し、さまざまな知識、経験、技術・技能等を持つシニア世代が地域産業を支える人材として活躍できる場を拡大するとともに、意欲ある若者のスキルアップや起業に活かすことで、地域の資産とも言えるその技術・技能を継承・発展させる。

施策例

- シニアの起業を支援するシニア創業支援資金の創設
- 農業の軽作業化の促進によるシニア従事者の増加
- ものづくりに関する技術・技能を有するシニア世代の認定と「岡山ものづくり技術専門校」での講師としての活用
- 人脈や知識・経験を持つシニア世代と若者とをマッチングさせるビジネス世代交流会の開催

戦略IV

東日本大震災の影響を見据え、岡山県としての役割を果たす

18 東日本大震災の影響を見据えた岡山ネクストプロジェクト

震災関連

概要

企業における生産・物流拠点の再配置等のリスク分散の動き、安全・安心な暮らしへのニーズの高まり等の東日本大震災の影響を見据え、本県の役割を果たすという観点から、災害が少ないという本県の「安全性」を最大限に生かした企業や人材の誘致を進める。

施策例

- 岡山の「安全性」の再検証
- 災害面での安全性や広域拠点性の高さ、電力供給の安定性のアピールによる生産拠点や物流拠点、データセンターの集積度アップ
- 生産拠点等の再配置を検討する企業への立地場所の提供やインセンティブの付与
- 中山間地域の空き家を活用した居住地の提供による人材の誘致

19 中四国グローカル救援活動拠点・おかやまの形成

医療・福祉・健康／震災関連

概要

全国唯一の国際貢献条例を有し、救援物資の備蓄・提供のノウハウを持つ本県の特性を生かし、AMDAや公設国際貢献大学校、岡山大学等と連携して、国際的な視点も持つ災害救援や復興支援に関する人材の育成、国内外の災害に対応できる救援物資備蓄基地の整備、災害救援情報ネットワークの形成等を進めるとともに、他県との災害時相互協力協定の締結を進め、中四国における国内外救援活動の人・モノ・情報の拠点を形成する。

施策例

- 国際的な災害救援や復興支援に資する人材の育成
- 国内外の災害に即応できる救援物資備蓄基地の整備拡充
- AMDA等との連携による災害救援情報ネットワークの形成
- 他県との災害時相互協力協定の締結（疎開保険）

20 岡山版セーフティ・ニューティールの推進

環境・新エネルギー／震災関連

概要

東日本大震災での教訓と防災意識の高まりを踏まえ、災害時のエネルギー確保のため、公共施設や医療施設等への新エネルギー利用による発電設備の設置などエネルギーセキュリティと経済効果や産業振興を両立できる分野への投資を重点的かつ計画的に進める。

施策例

- 木質バイオマス（ペレット）による非常発電設備や暖房設備の設置促進
- 施設からの排水を利用した高効率のマイクロ水力発電設備の開発支援
- 公共施設等への太陽光発電施設の設置や遊休地へのメガソーラーの設置促進
- エネルギーセキュリティの視点に立った新エネルギーの地産拡大の一層の推進

IV 進め方

1 県内外への発信

今回提言した20のプロジェクトを推進する大前提として、まずは、その内容の県民等への周知とプロモーションに取り組むべきである。その上で、地方からの大胆な提案として政府や他の都道府県への積極的なPRを行うことで、岡山の魅力やイメージ・本気度を県内外に発信することも重要である。

さらに、グローバル化を正面から捉え、企業の進出や留学生の増加等に結びつけるためにも、プロジェクトの内容など岡山県の取組を、例えば、英語等の外国語で発信していくことを検討していただきたい。

2 産学官民の連携等

プロジェクトは、行政のみで実現できるものではなく、民間企業や大学、地域等に何らかのインセンティブが働き、それぞれが県や市町村との連携により、あるいは県の政策提案を受けて自発的に取り組むものとしていく必要がある。

このため、県は、この提言の趣旨を十分に周知するとともに、それぞれの役割分担を踏まえて具体化を図り、可能な限り、現在策定中の「第3次おかやま夢づくりプラン（仮称）」に反映していただきたい。

3 総合的推進組織の設置

プロジェクトの推進の中心となる県に「発展戦略推進室」などの担当組織を設置するとともに、県民の英知を結集するための仕組みも整え、進捗状況をチェックしながら、20のプロジェクトを進めていく必要がある。

また、プロジェクトの推進に当たって、国による規制緩和や県による制度の運用の変更が必要となった場合には、まず、民間の意見を取り入れるなどの大胆な手法により規制緩和のあり方を検討していただきたい。その上で、国に対して規制緩和を強く求めるとともに、構造改革特区をはじめ、国の特区制度の積極的な活用についても検討されたい。

おかやま発展戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 目覚ましく拡大しているアジア経済や地球温暖化等の時代の潮流を踏まえ、本県が将来にわたり発展し続けていくための戦略を検討する「おかやま発展戦略会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、時代の潮流を踏まえ、本県の地域資源を再評価し、岡山の力強い発展に向けた施策の方向等について検討を行い、その結果を提言として取りまとめる。

(組織等)

第3条 会議は、委員8名以内で構成する。

- 2 委員は優れた見識を有し、かつ、県政全般に対して幅広い知識を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 会議には、必要に応じ専門家委員を置くことができる。

(運営等)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会議の運営をつかさどり、会議を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会議は、必要に応じて座長が招集する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、総合政策局政策推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月22日から施行する。

○おかやま発展戦略会議 委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
大川 雅子	(株) コニック代表取締役社長	
岡本 巖	住友商事(株)顧問(平成23年3月31日まで) (財) 中東協力センター理事長(平成23年3月31日まで) 一般財団法人日中経済協会理事長	
岡本輝代志	岡山商科大学学長補佐、経営学部教授	
末長 範彦	岡山トヨペット(株)代表取締役社長	
角南 篤	政策研究大学院大学准教授	
千葉 喬三	国立大学法人岡山大学学長(平成23年3月31日まで) 学校法人就実学園理事長	
永島 旭	(株) 中国銀行取締役頭取	座 長
藤井 和佐	国立大学法人岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授	

※ 順序は五十音順、敬称略

○会議の開催状況

会 議	開 催 日	会 議 の 概 要
第1回会議	平成22年9月22日(水)	・座長選任 ・岡山県の経済等の状況等について
第2回会議	平成22年11月30日(火)	・戦略の方向性について
第3回会議	平成23年3月28日(月)	・論点整理について
第4回会議	平成23年6月9日(木)	・提言(案)について

おかやま発展戦略会議を進める中でヒアリングを行った専門家委員等

(五十音順、役職名はヒアリング時点の役職名)

◎専門家委員

氏 名	役 職 名
柏木 孝夫	東京工業大学先進エネルギー国際研究センター長
小松 泰信	岡山大学大学院環境学研究科教授
土居 弘幸	岡山大学医学部教授
浜田 淳	岡山大学医学部教授
藤山 浩	島根県中山間地域研究センター研究企画監 島根県立大学連携大学院教授
渡辺 富夫	岡山県立大学情報工学部教授

◎県政オピニオン会議（関西）

氏 名	役 職 名
前田 正尚	株式会社日本政策投資銀行常務執行役員関西支店長
森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科臨床遺伝子治療学寄附講座教授
李 容淑	株式会社リンカイ代表取締役社長

◎県政オピニオン会議（関東）

氏 名	役 職 名
杉山 清次	みずほフィナンシャルグループ特別顧問
深川由起子	早稲田大学政治経済学術院教授
薬師寺克行	朝日新聞社編集委員

◎県内の現状等の情報提供をいただいた団体等

団 体 名
NPO法人おかやまエネルギーの未来を考える会
NPO法人きらめき広場
岡山県中山間地域協働支援センター
岡山県留学生交流推進協議会
株式会社日本総合研究所
株式会社三菱総合研究所
学校法人加計学園倉敷芸術科学大学
学校法人吉備学園岡山商科大学
学校法人順正学園吉備国際大学
日本貿易振興機構（ジェトロ）
備前グリーンエネルギー株式会社

総務委員会資料

頁

- 岡山空港第1駐車場の有料化開始について 1
- 岡山県子ども・若者育成支援計画（仮称）の骨子案について 2

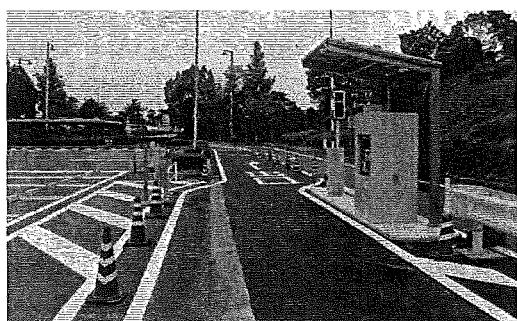
平成23年6月28日

県民生活部

岡山空港第1駐車場の有料化開始について

岡山空港第1駐車場の有料化については、平成22年2月定例県議会において議決されているが、駐車場の改修工事を終え、平成23年7月1日から有料化を開始する。

- | | |
|--------|--|
| 1 施設概要 | ・駐車台数 252台（別途 障害者用36台）
・入口ゲート1箇所、出口ゲート2箇所
・事前精算機2台、減免認証機5台 |
| 2 運用時間 | 6:00～22:00（出場は24時間可能） |
| 3 駐車料金 | 1時間まで無料、1時間を超えると1時間当たり100円、
1日（24時間）当たり500円を上限 |
| 4 減免対象 | 障害者及びその付添人等 |
| 5 その他 | ・障害者用駐車枠は、「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度に対応
・第2～4駐車場の約2,900台は引き続き無料 |



[出口ゲートの状況]



[駐車枠の状況]



[障害者用駐車枠の状況]

岡山県子ども・若者育成支援計画（仮称）の骨子案について

県では、子ども・若者の育成支援を総合的に推進するため、基本計画となる「岡山県子ども・若者育成支援計画～おかやま子ども・若者ビジョン～（仮称）」の策定に取り組んでおり、このほど、その骨子案を取りまとめた。

1 基本的な考え方

（1）計画の主旨

- ・子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組を整備する。
- ・これまでの青少年総合対策を引き継ぎながら、新たな諸課題への対応を盛り込む。

（2）計画の位置づけ

子ども・若者育成支援推進法第9条による岡山県子ども・若者計画として位置付ける。

※計画期間：平成24年度から平成28年度までの5年間

（3）計画対象

30歳未満の者を対象とする。ただし、施策によっては40歳未満の者も対象とする。

（4）目標

岡山県青少年総合対策本部で掲げていた目標の主旨を引き継ぎ、子ども・若者の社会的な自立を目指す。

2 これまでの取組と課題

（1）岡山県青少年総合対策本部による取組

知事部局、教育委員会、警察本部の関係課（32課室）において、青少年問題に関する施策を総合的に調整し、事業の強力な推進を図っている。

（2）国の動向

子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が、平成22年4月に施行された。また同年7月、国の子ども・若者育成支援大綱として「子ども・若者ビジョン」が作成された。

この法律において、都道府県は国の大綱を勘案して、子ども若者計画を策定することが努力義務とされている。

(3) 現状と課題

- ・子ども・若者を取り巻く社会環境の変化
 - 少子高齢化、核家族化の進行、急速な情報化の進展、国際化の進展 など
 - 【携帯電話の所持率：小学生17.4%、中学生41.2%、高校生90.3%】（岡山県）
- ・さまざまな困難を抱える子ども・若者
 - ニート・ひきこもり、不登校、少年非行 など
 - 【小・中学校の不登校児童生徒数：2,271人】（岡山県）
- ・子ども・若者を取り巻く家庭・地域環境の変化
 - 家庭や地域における教育力の低下、地域の安全に対する不安 など

3 施策の体系

4つの基本目標と12の重点目標を定め、目標ごとに施策の方向を示す。

基本目標Ⅰ すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

- ・子ども・若者の自己形成への支援
- ・社会の変化に対応できる力の養成
- ・子ども・若者の自立をはぐくむ多様な交流
- ・若者の職業的自立、就労等支援

基本目標Ⅱ 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

- ・困難な状況ごとの取組
- ・困難を抱える子ども・若者やその家族を総合的に支援するための取組

基本目標Ⅲ 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

- ・家庭における教育力の向上
- ・地域における教育力の向上
- ・相談体制の充実
- ・子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

- ・県の体制整備、国・市町村との連携の充実
- ・民間組織との連携の充実

4 計画作成のスケジュール

平成23年 7月 青少年問題協議会、関係団体等から意見聴取

10月 素案決定

パブリックコメント募集

青少年問題協議会、市町村等から意見聴取

平成24年 2月 計画決定

岡山県子ども・若者育成支援計画（仮称）骨子案 ～おかやま子ども・若者ビジョン～

1 計画策定の趣旨

近年、子ども・若者を取り巻く環境は、家庭における教育力の低下、ひきこもり等自立に困難を抱える若者の増加、インターネットの普及による有害情報の氾濫等、憂慮すべき状況となっています。

こうしたなか制定された「子ども・若者育成支援推進法」において、県における子ども・若者育成支援についての計画の作成が努力義務とされています。

本県の青少年総合対策については、従前より岡山県青少年総合対策本部における青少年施策体系に基づいて推進してきましたが、この法律の制定を受けて作成された国の大綱である「子ども・若者ビジョン」を勘案し、新たに「岡山県子ども・若者育成支援計画～おかやま子ども・若者ビジョン～（仮称）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

子ども・若者育成支援推進法第9条による岡山県子ども・若者計画として位置づけます。

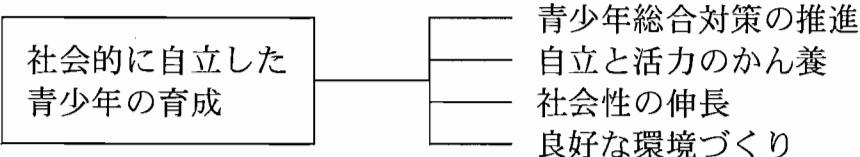
3 計画の期間

平成24(2012)年度から平成28(2016)年度までの5年間とします（必要に応じて計画の見直しを行います）。

4 岡山県青少年総合対策本部におけるこれまでの取組

知事部局、教育委員会、警察本部の関係課（32課室）において、青少年問題に関する施策を総合的に調整し、事業の強力な推進を図っています。

青少年施策の体系



5 子ども・若者を取り巻く課題

(1) 子ども・若者の現状と課題

- ・子ども・若者自身の規範意識の低下
- ・少子高齢化、核家族化の進行
- ・急速な情報化の進展
- ・環境問題、資源エネルギー問題の深刻化
- ・国際化の進展

(2) 困難を有する子ども・若者の現状と課題

- ・ニート、ひきこもり等困難を抱える子ども・若者の増加
- ・岡山県の不登校の出現率は、全国平均を上回る状況で推移
- ・少年非行は依然として深刻な状況

(3) 子ども・若者を取り巻く社会環境の現状と課題

- ・家庭や地域における教育力の低下
- ・インターネット・携帯電話の普及に伴う諸問題の深刻化（有害情報の氾濫、犯罪被害の増加、携帯依存）
- ・地域における安全・安心の確保の必要性

6 子ども・若者に関する国の動向

(1) 子ども・若者育成支援推進法の制定

近年の子ども・若者をめぐる課題に対応するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。地方公共団体は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備するとともに、ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者の支援を行うためのネットワークの整備が、努力義務とされました。

(2) 子ども・若者ビジョンの作成

子ども・若者育成支援施策の推進を図るための国の大綱として、平成22年7月に子ども・子育てビジョンが作成され、次の3つの重点課題が掲げされました。

①すべての子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組

②困難を有する子ども・若者やその家族を支援するための取組

③地域における多様な担い手の育成

(3) 青少年インターネット環境整備法の制定

インターネット上に氾濫する過激な性描写や暴力表現等の有害情報から青少年を守るため、平成21年4月、青少年が利用する携帯電話へのフィルタリングの義務付け等を定めた「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。

7 計画の対象者

子ども・若者の範囲は、30歳未満の者としますが、社会的自立に困難を抱える40歳未満の者も多数存在することから、これらの者も計画の対象とします。

8 計画の目標

岡山県青少年総合対策本部で掲げていた目標の主旨を引き継ぎ、子ども・若者の社会的な自立を目指します。

9 岡山県子ども・若者育成支援計画（仮称）の特徴

（1）基本的な視点

子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備するとともに、これまでの青少年総合対策を引き継ぎながら、新たな諸課題への対応を盛り込みます。

（2）基本目標

基本目標は次の4つとし、それぞれ重点目標を定めて、目標ごとの施策の方向を示します。

I すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

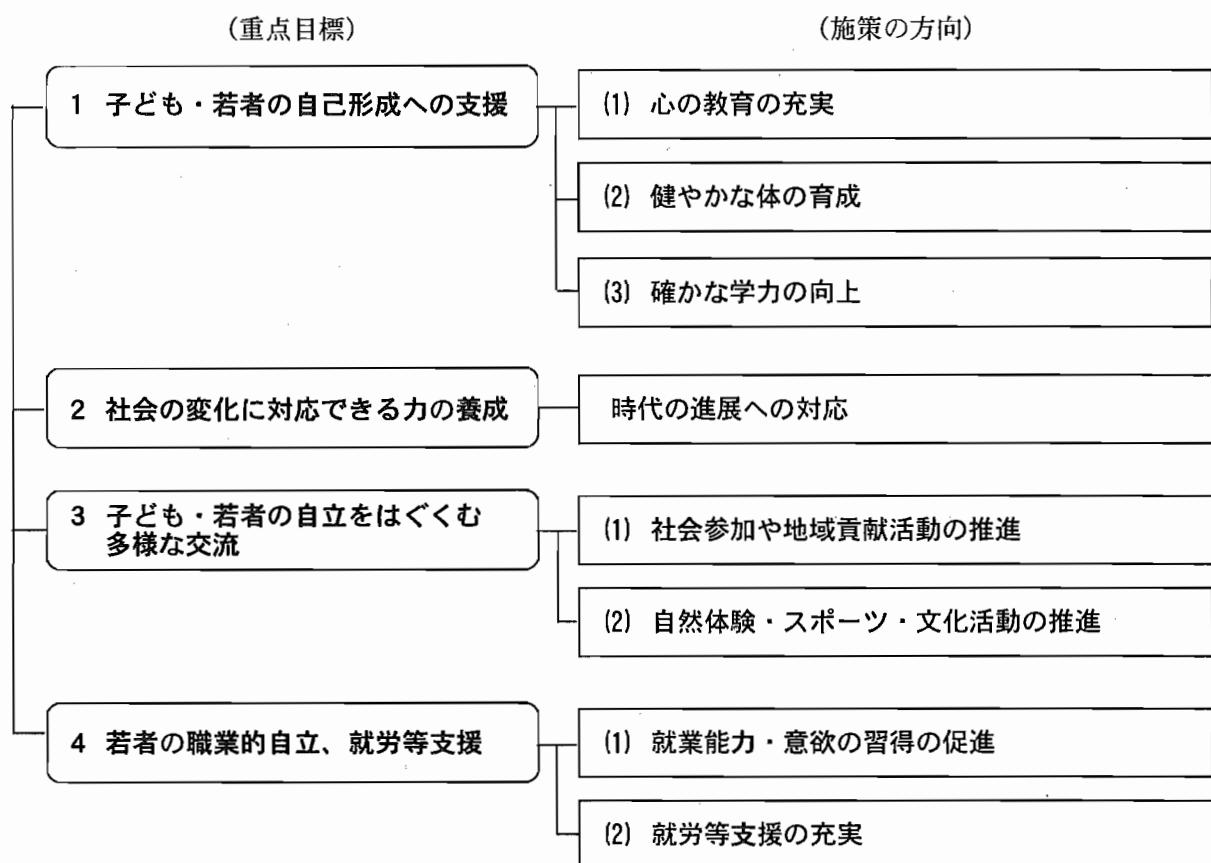
II 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

III 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

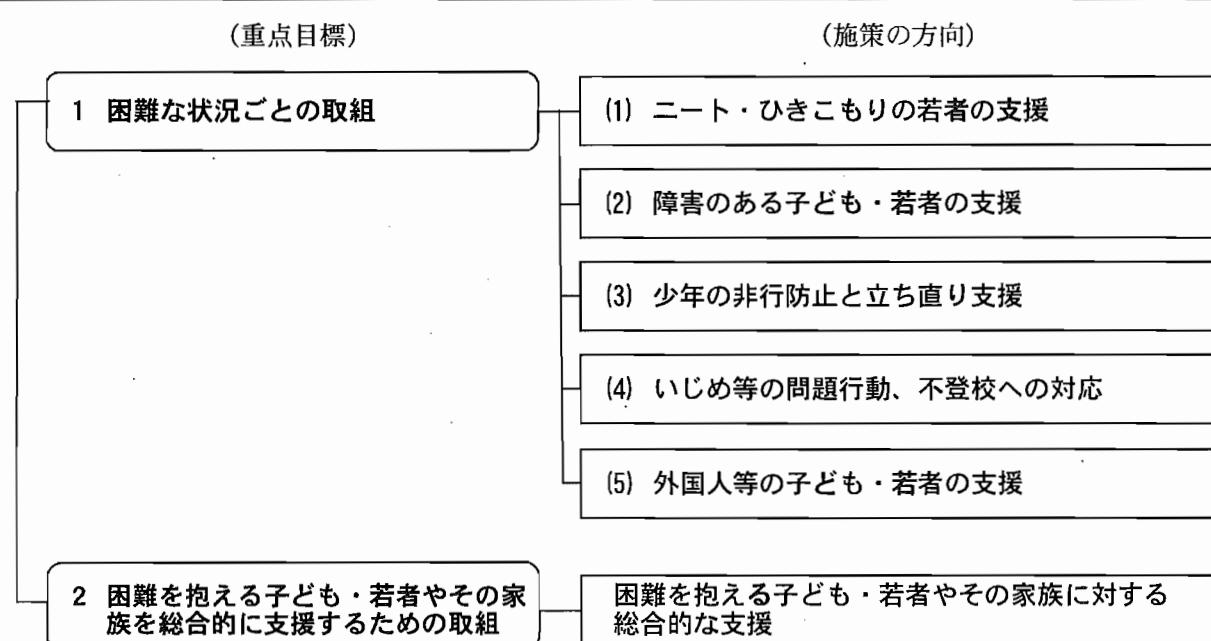
IV 推進体制の整備・充実

10 施策の体系

基本目標I すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援



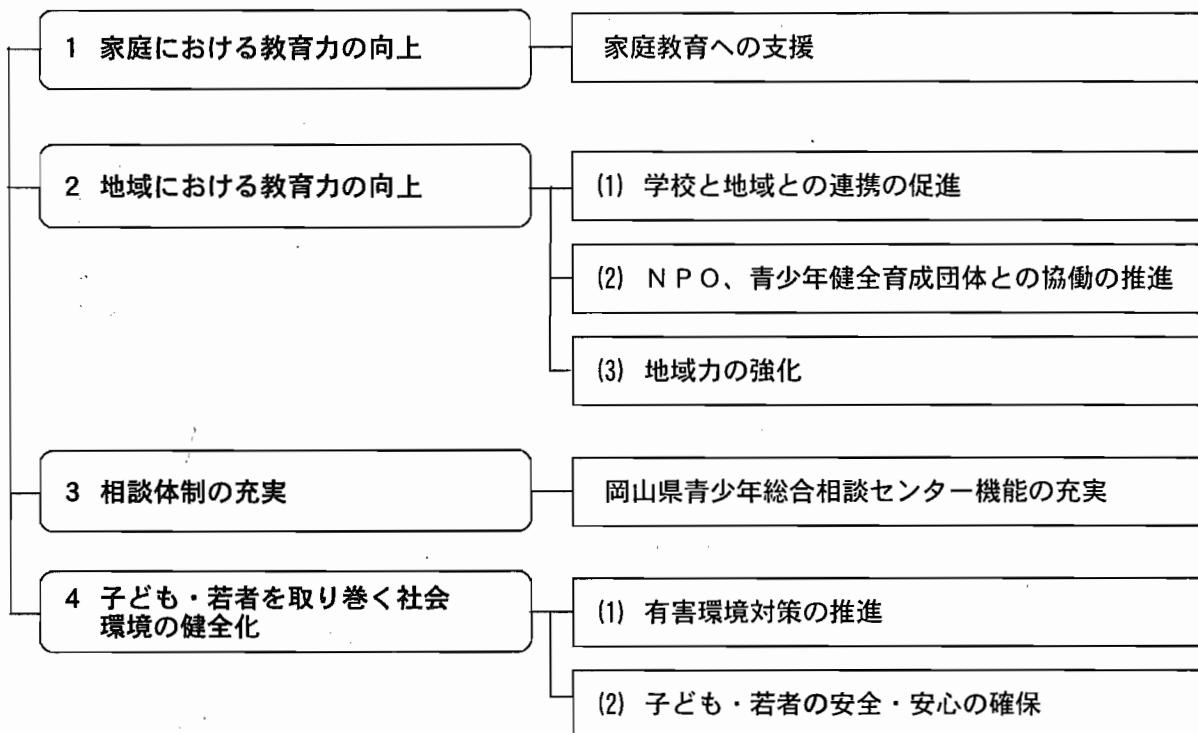
基本目標II 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援



基本目標Ⅲ 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

(重点目標)

(施策の方向)



基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

(重点目標)

